

平成 23 年度
包括外部監査報告書

基金の管理と運用について

平成 24 年 3 月

福島県包括外部監査人

鈴木 和 郎

目 次

I. 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 外部監査の対象期間	2
4. 外部監査の実施期間	2
5. 外部監査の実施体制	2
6. 外部監査の方法	3
7. 利害関係	3
II. 基金の概要	4
1. 基金の分類と特徴	4
2. 基金の管理及び処分手続	6
3. 福島県が設置している基金の現況	7
III. 監査の結果と意見（総論）	10
1. 出納整理期間における資金移動処理	10
2. 基金の資金運用と有効活用	14
3. 基金現金の管理状況	15
4. 個別基金の管理状況等のまとめ	17
IV. 監査の結果と意見（個別基金の管理及び運用状況）	18
1. 財政調整基金	18
2. 減債基金（特別会計分を含む）	21
3. 社会福祉施設等整備基金	32
4. 公共施設等維持補修基金	35
5. 原子力防災対策等基金	38
6. 緊急経済雇用対策基金	41
7. 地域活性化及び生活対策基金	44
8. 高校生修学支援基金	47
9. 土地取得基金	51
10. 原子力発電所立地地域振興基金	56
11. 市町村振興基金	61

12.	難視聴地域解消基金.....	68
13.	発電用施設周辺地域振興基金.....	72
14.	県民活動支援基金.....	77
15.	企業立地資金貸付基金.....	79
16.	ふるさと雇用再生特別基金.....	85
17.	緊急雇用創出基金.....	91
18.	美術品等取得基金.....	97
19.	高等学校等奨学資金貸与基金.....	102

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査のテーマ

県が設置している基金の管理と運用について

(2) テーマの選定理由

県が設置している財政調整のための主要基金、特定目的基金及び定額運用基金について、その管理・運用・取崩し等が法令・規則・規程等に照らして適切に行われているかについて検証する。

福島県は、平成 23 年 3 月末現在で総額 1,621 億円、45 の基金を保有している。平成 22 年度の県の普通会計の予算規模が 9,000 億円であり、基金はその 18% 程度の金額を有していることから、福島県の財政における重要性は高いものである。また、平成 18 年 3 月に公表され、平成 20 年 10 月に改訂された県の財政構造改革プログラムにおいても、歳入確保の 1 項目として、基金の更なる有効活用について言及されている。すなわち、「設置目的の見直しによる基金充当範囲の拡大や統廃合、運用益の一般財源使用可能額への計上等による更なる活用を図る」とされている。

このような状況から、県が設置している基金に関して、合規性・経済性・効率性・有効性の観点から検証することは、今後の適正な行財政運営に資するものとするため、特定の事件として選定した。

(3) 監査の範囲

県が設置している基金のうち、総務部、企画調整部、商工労働部、教育庁（以上、基金管理権者）が管理・所管しており、平成 22 年度末に残高を有する基金を対象とする。また、これらの基金に属する現金の出納及び保管の事務を所管する出納局も監査の対象とする。

今年度の包括外部監査の実施に当たっては、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に係る災害復旧等の対応状況を踏まえて、対象とする基金の範囲を限定したものである。

なお、今回の監査の対象とした基金は 19 基金、1,209 億円であり、以下のとお

り平成23年3月31日現在の県の基金残高に対する割合は、件数で42.2%、金額で74.6%である。

区 分	平成23年3月31日残高			
	件 数	比率 (%)	金 額(千円)	比率 (%)
監査対象基金	19	42.2	120,940,300	74.6
その他の基金	26	57.8	41,205,442	25.4
計	45	100.0	162,145,742	100.0

(注) 平成23年4月1日に基金設置条例が廃止され、平成22年度末残高を有さない「中山間地域等直接払交付金基金」は、件数から除外した。

3. 外部監査の対象期間

原則として、県が設置している基金のうち、総務部、企画調整部、商工労働部、教育庁（以上、基金管理権者）が管理・所管する平成23年3月31日現在に残高を有する基金について、平成22年度中の増減及び残高を対象とした。ただし、必要に応じて過年度まで遡及しての調査や、平成23年度増減についての調査を行った。

4. 外部監査の実施期間

平成23年8月から平成24年3月まで

5. 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公 認 会 計 士	鈴 木 和 郎
同 補 助 者	公 認 会 計 士	佐 藤 成
同 補 助 者	公 認 会 計 士	富 樫 健 一
同 補 助 者	公 認 会 計 士	高 久 健 一
同 補 助 者	公認会計士試験合格者	鈴 木 康 将
同 補 助 者	公認会計士試験合格者	齋 藤 健
同 補 助 者	公認会計士試験合格者	松 田 卓 也
同 補 助 者	公認会計士試験合格者	小 林 由 佳
同 補 助 者	公認会計士試験合格者	今 野 剛 嗣

6. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 基金の趣旨・積立て・保管・運用・取崩し等は、法令・規則・規程等に従って適正に執行されているか。
- ② 資金運用先の信用リスク等が適切に評価されているか、また、回収懸念のあるものはないか。
- ③ 非効率な資金運用が行われていることはないか。
- ④ 基金の運用益及び関連経費等の取引は、規則・規程等に従って適正に記録・保存されているか。
- ⑤ 基金の規模は適正であり、廃止や見直しの必要はないか。

(2) 主な監査手続

- ① 関係法令、条例、規則等を入手し、法規準拠性を確かめる。
- ② 担当する部局等の担当者からのヒアリングを実施する。
- ③ 関係書類を閲覧、分析、照合する。

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ. 基金の概要

1. 基金の分類と特徴

基金とは、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために、自治体が条例の定めに基づいて任意に設置した資金又は財産である。基金は任意に設置できるが、特定の目的が必要とされる。基金については、地方自治法第241条において以下のとおり定められている。

(基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。

3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第1項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

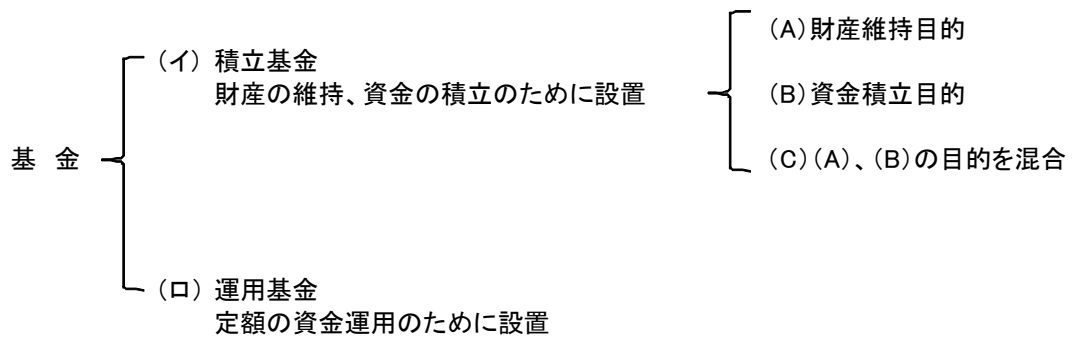
7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

基金は以下の図のように分類される。まず、財産の維持及び必要資金の積立てのために設置される積立基金と、定額の資金運用のために設置される運用基金の2つに分けられる。

積立基金はさらに、特定の目的事業の財源として支出するための財産の維持を目的とするもの、運用益を財源に充当するための資金の積立てを目的とするもの、その両者を併せて1つの基金としたものに分けることができる。

運用基金は、当該基金の資金をもって特定の目的事業のための資金の貸付け、財産等の一時取得などを実施するために設置される基金である。



2. 基金の管理及び処分手続

(1) 基金の管理

基金は条例で定める特定の目的に応じて、確実かつ効率的に運用しなければならないこととされている（地方自治法第 241 条第 2 項）。また、基金は、基金に属する財産の種類に応じて、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例により管理することとされている（地方自治法第 241 条第 7 項）。

以上の地方自治法の定めに基づいて、県では福島県財務規則において基金管理権者の事務手続が定められている。県ではこれらの定めに基づいて、基金台帳（第 103 号様式）、基金現況報告書（第 104 号様式）、基金運用状況調書（第 105 号様式）などの帳票を作成し、基金の実態を明らかにしておかなければならない。

一方、基金の出納に関しては、会計管理者が基金管理権者からの収入通知又は支出命令に基づいて、収入は収入手続の例により収納し、支出は支出手続の例に従って支出負担行為の確認、支出命令の審査等を行った上で支払を行うこととなる。

(2) 基金の処分

基金は特定の目的のために設置されるものであり、当該目的の遂行のため以外には処分（取崩し）できない。基金の処分は一部の処分と全部の処分があり、全部の処分は基金の廃止となるため、条例を廃止して処分することになる。

基金の設置目的のために保有する現金を処分して使用する場合は、歳入歳出予算に計上して使用することになる。ただし、運用基金の現金を基金の事業目的に運用する場合は、予算計上の手続は不要である。

また、定額の資金運用のために設置される運用基金については、会計年度ごとに運用状況を示す書類を作成して、監査委員の審査を受けた上でその意見を付して、決算の認定に関する書類とともに議会に提出しなければならないとされている（地方自治法第 241 条第 5 項）。

3. 福島県が設置している基金の現況

(1) 過去の残高推移（全基金）

平成 18 年度から 19 年度にかけて県の基金残高は減少したが、平成 20 年 9 月の金融危機後の不況に係る雇用対策を目的とした基金の創設などにより、平成 20 年度末には 1,000 億円を超えた。平成 20 年度から平成 22 年度末の 3 年間にかけて残高推移は毎年増加し、平成 23 年 3 月 31 日の基金残高は 1,621 億円となっている。

なお、次の表には含まれていないが、平成 23 年度中には原子力災害から県民の健康を守ることを目的とした県民健康管理基金など新たな基金の設置があり、平成 23 年度の 9 月補正後の基金残高は、3,799 億円と公表されている（「福島県の財政状況（平成 23 年 11 月）」）。

基金の状況（福島県）

（単位：千円）

基金の名称	所管	設置年度	H20年度末残高	H21年度末残高	H22年度末残高
■ 積立基金					
○ 主要基金					
財政調整基金	総務部	S39	5,654,916	5,752,326	6,124,928
減債基金	総務部	S62	13,102,618	15,197,617	13,125,933
小計（主要基金計）			18,757,534	20,949,943	19,250,861
○ その他積立基金					
社会福祉施設等整備基金	総務部	S41	1,548,673	28,486	5,028,486
減債基金（特別会計分）	総務部	H16	11,319,570	18,362,901	28,362,898
溪流魚等増殖基金	農林水産部	S39	188,767	186,531	184,159
発電用施設周辺地域振興基金	企画調整部	S56	3,308,046	2,850,920	3,136,950
会津鉄道運営助成基金	生活環境部	S62	265,735	266,218	266,418
災害救助基金	生活環境部	S22	940,371	940,588	974,324
環境保全基金	生活環境部	H元	402,979	402,978	403,027
ふれあい福祉基金	保健福祉部	H3	3,151,730	3,264,036	3,266,487
中山間ふるさと水と土保全基金	農林水産部	H5	650,363	648,610	642,888
森林整備担い手対策基金	農林水産部	H5	2,759,795	726,732	526,768
介護保険財政安定化基金	保健福祉部	H12	4,962,236	4,988,175	4,781,823
中山間地域等直接払交付金基金	農林水産部	H12	149,764	3,862	-
公共施設等維持補修基金	総務部	H13	502,982	503,896	503,896
森林整備地域活動支援交付金基金	農林水産部	H13	227,965	219,219	163,984
原子力防災対策等基金	総務部	H14	1,315,864	2,412,920	3,849,731
国民健康保険広域化等支援基金	保健福祉部	H14	642,766	349,750	360,348
緊急経済雇用対策基金	総務部	H14	1,521,337	1,524,100	1,524,100
産業廃棄物税基金	生活環境部	H18	403,349	369,217	427,977
森林環境基金	農林水産部	H18	-	200,392	71,927
障害者自立支援対策臨時特例基金	保健福祉部	H18	1,333,079	3,262,407	2,274,915
高等学校等奨学資金貸与基金	教育庁	H18	428,098	565,600	715,725
後期高齢者医療財政安定化基金	保健福祉部	H20	603,822	1,200,562	1,879,229
地域活性化及び生活対策基金	総務部	H20	2,427,755	6,048,671	9,332,986
消費者行政活性化基金	生活環境部	H20	295,980	270,515	193,243
安心こども基金	保健福祉部	H20	1,801,605	3,613,151	2,538,013
妊婦健康診査支援基金	保健福祉部	H20	1,198,886	930,795	697,994
ふるさと雇用再生特別基金	商工労働部	H20	5,969,948	4,377,423	2,258,572
緊急雇用創出基金	商工労働部	H20	3,371,948	11,935,107	9,722,489
森林整備加速化及び林業再生基金	農林水産部	H21	-	2,762,649	2,876,268
自殺対策緊急強化基金	保健福祉部	H21	-	157,268	119,844
介護職員処遇改善臨時特例基金	保健福祉部	H21	-	7,105,112	4,432,140
地球温暖化対策等推進基金	生活環境部	H21	-	840,135	417,110
災害拠点病院等耐震化臨時特例基金	保健福祉部	H21	-	2,475,350	2,478,458
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	保健福祉部	H21	-	1,937,299	1,476,623
小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金	保健福祉部	H21	-	3,970,761	3,607,870
高校生修学支援基金	総務部	H21	-	211,668	170,126
地域医療再生臨時特例基金	保健福祉部	H21	-	4,993,609	4,342,946
県民活動支援基金	企画調整部	H22	-	-	159,000
子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金	保健福祉部	H22	-	-	1,800,659
小計（その他積立基金計）			51,693,413	94,907,613	105,970,401
積立基金合計			70,450,947	115,857,556	125,221,262
■ 定額運用基金					
原子力発電所立地地域振興基金	総務部	S63	6,145,557	6,258,367	6,355,057
市町村振興基金	総務部	S39	19,837,761	19,198,837	18,964,403
土地取得基金	総務部	S44	6,309,830	6,317,798	6,321,258
難視聴地域解消基金	企画調整部	S44	150,000	150,000	150,000
企業立地資金貸付基金	商工労働部	S57	4,394,374	4,403,108	4,408,842
美術品等取得基金	教育庁	S54	724,920	724,920	724,920
定額運用基金合計			37,562,442	37,053,030	36,924,480
知事部局所管基金総計			108,013,389	152,910,586	162,145,742

（注）網掛け部分が今回の監査対象基金である

(2) 監査対象基金の過去の残高推移

今回、包括外部監査の対象とした基金は以下の19の基金である。このうち、定額運用基金は6基金であり、積立基金は13基金である。福島県の特徴としては、従来、発電所立地県であることから、原発や発電に関連する基金が多く設置されており、以下の中にも発電用施設が立地することによる財源措置に基づいて設置された基金が4つ含まれる。

- ・原子力防災対策等基金
- ・原子力発電所立地地域振興基金
- ・発電用施設周辺地域振興基金
- ・企業立地資金貸付基金

監査対象基金

(単位:百万円)

No.	基金名称	基金の種類	設置年度	H18年度末 残高	H19年度末 残高	H20年度末 残高	H21年度末 残高	H22年度増減		H22年度末 残高
								積立額	取崩額	
1	財政調整基金	積立基金	S39	4,783	4,366	5,654	5,752	1,303	931	6,124
2	減債基金(一般会計分)	積立基金	S62	28,568	15,581	13,102	15,197	4,016	6,087	13,125
	減債基金(特別会計分)	積立基金	H16	60	3,659	11,319	18,362	13,999	4,000	28,362
3	社会福祉施設等整備基金	積立基金	S41	1,021	4,254	1,548	28	5,000	0	5,028
4	公共施設等維持補修基金	積立基金	H13	1,510	501	502	503	0	0	503
5	原子力防災対策等基金	積立基金	H14	256	1,025	1,315	2,412	4,704	3,267	3,849
6	緊急経済雇用対策基金	積立基金	H14	1,510	1,515	1,521	1,524	0	0	1,524
7	地域活性化及び生活対策基金	積立基金	H20	-	-	2,427	6,048	3,807	522	9,332
8	高校生修学支援基金	積立基金	H21	-	-	-	211	0	41	170
9	土地取得基金	定額運用基金	S44	7,218	6,295	6,309	6,317	3	0	6,321
10	原子力発電所立地地域振興基金	定額運用基金	S63	7,355	7,454	6,145	6,258	96	0	6,355
11	市町村振興基金	定額運用基金	S39	22,271	20,897	19,837	19,198	96	331	18,964
12	難視聴地域解消基金	定額運用基金	S44	150	150	150	150	0	0	150
13	発電用施設周辺地域振興基金	積立基金	S56	985	2,315	3,308	2,850	1,588	1,302	3,136
14	県民活動支援基金	積立基金	H22	-	-	-	-	159	-	159
15	企業立地資金貸付基金	定額運用基金	S57	4,361	4,377	4,394	4,403	5	0	4,408
16	ふるさと雇用再生特別基金	積立基金	H20	-	-	5,969	4,377	1	2,120	2,258
17	緊急雇用創出基金	積立基金	H20	-	-	3,371	11,935	4,170	6,383	9,722
18	美術品等取得基金	定額運用基金	S54	724	724	724	724	0	0	724
19	高等学校等奨学資金貸与基金	積立基金	H18	154	292	428	565	150	0	715
監査対象基金合計				80,934	73,412	88,034	106,824	39,104	24,988	120,940

(注) 単位未満の金額は切り捨てて記載している。

Ⅲ. 監査の結果と意見（総論）

以下に記載した監査の結果と意見において、監査人が、関連する法令又は規則、規程等に照らして改善する必要があると判断したものは「指摘」としており、経済性・効率性・有効性などの観点から改善する必要があると判断したものは「意見」としている。

1. 出納整理期間における資金移動処理

(1) 出納整理期間について

地方公共団体の会計年度は各年の3月31日をもって終了するが、地方自治法第235条の5（出納の閉鎖）の規定には、「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」という文言があり、この4月1日から5月31日までの2か月の期間を出納整理期間という。出納整理期間は、会計年度末までに確定した債権・債務について、現金による整理を行うために設けられたものである。

出納整理期間は、前会計年度中に確定した歳入の調定又は支出負担行為について、未収及び未払となっている現金出納のみを整理する期間である。したがって、新たに前年度分の歳入調定や支出負担行為を行うことは認められていない。前会計年度末までに確定した債権債務について、5月31日の出納閉鎖により歳入歳出の収支を確定し、歳入歳出決算書が作成される。ただし、未収・未払の整理だけではなく、地方債の発行などの財務取引も出納整理期間中に行われることがある。

このように、出納整理期間中は前年度と現年度の会計処理が併存することから、会計処理に係る誤謬^{ごびゅう}や不正のリスクが高くなる。このため、適切な区分による会計処理を行うことに十分留意する必要がある。

(2) 出納整理期間中の資金移動の問題点（指摘）

以下の表のとおり、基金に関して出納整理期間中には多額の資金移動（資金の繰出し（基金から一般会計への資金支払）又は繰戻し（一般会計から基金への資金戻入れ）、以下「資金移動」という。）が発生している。監査の過程において、出納整理期間中の基金に関する資金移動について、預金通帳や基金の現金出納帳との突合を行った。

この結果、以下の表のうち2つの基金、No.16のふるさと雇用再生特別基金及びNo.17の緊急雇用創出基金（商工労働部）に関しては、支払に係る承

認文書である「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」に記載された資金移動の対象年度と、基金台帳や基金残高の帳票に不整合がみられた。

「IV. 監査の結果と意見（個別基金の管理及び運用状況）」に記載したとおり、これは、出納整理期間中に基金と一般会計の間で平成 22 年度に係る資金移動と平成 23 年度に係る資金移動が行われているが、「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」では全額平成 23 年度の取引と記載されており、それぞれの帳票の年度区分に齟齬があったものである。

「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」は、資金移動に係る決裁及び承認文書であり、当該文書と実際の資金移動対象年度が異なることは、内部統制上、重要な問題であると考え。今後はこのようなことが発生しないように、十分な再発防止策を検討すべきであると考え。

（注）詳細はIV. 16. ふるさと雇用再生特別基金、17. 緊急雇用創出基金に記載

前述のとおり、出納整理期間中の資金移動は会計処理に係る誤謬や不正のリスクが高くなるため、適切な区分による会計処理を行うことに十分留意する必要がある。したがって、出納整理期間中の資金移動に当たっては、移動に係る承認文書（この場合は「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」）において、対象とする年度を明確に記載し、取引内容の記録を適切に行うべきであると考え。

（単位：円）

No.	基金名称	H23.3.31 当初残高	出納整理期間中の資金移動		H23.5.31 最終残高
			一般会計繰出	一般会計繰戻	
1	財政調整基金	6,088,928,503	964,000,000	1,000,000,000	6,124,928,503
2	減債基金	44,576,677,816	6,471,417,000	3,383,570,000	41,488,830,816
3	社会福祉施設等整備基金	5,028,485,005	0	0	5,028,485,005
4	公共施設等維持補修基金	503,895,981	0	0	503,895,981
5	原子力防災対策等基金	3,855,247,741	40,298,000	34,781,000	3,849,730,741
6	緊急経済雇用対策基金	1,524,100,626	0	0	1,524,100,626

No.	基金名称	H23.3.31 当初残高	出納整理期間中の資金移動		H23.5.31 最終残高
			一般会計繰出	一般会計繰戻	
7	地域活性化及び生活対策基金	9,323,061,872	0	9,924,000	9,332,985,872
8	高校生修学支援基金	170,126,138	0	0	170,126,138
9	土地取得基金	6,321,258,098	0	0	6,321,258,098
10	原子力発電所立地地域振興基金	6,355,057,916	0	0	6,355,057,916
11	市町村振興基金	18,874,926,127	0	89,476,792	18,964,402,919
12	難視聴地域解消基金	150,000,000	0	0	150,000,000
13	発電用施設周辺地域振興基金	2,853,060,088	1,302,894,856	1,586,784,705	3,136,949,937
14	県民活動支援基金	159,000,000	0	0	159,000,000
15	企業立地資金貸付基金	4,408,841,341	0	0	4,408,841,341
16	ふるさと雇用再生特別基金	2,055,693,667	19,125,290	222,003,650	2,258,572,027
17	緊急雇用創出基金 (商工労働部)	8,450,897,498	104,097,933	855,441,352	9,202,240,917
	緊急雇用創出基金 (保健福祉部)	489,349,868	0	30,897,923	520,247,791
	小計	8,940,247,366	104,097,933	886,339,275	9,722,488,708
18	美術品等取得基金	724,920,000	0	0	724,920,000
19	高等学校等奨学資金貸与基金	715,725,000	0	0	715,725,000
合計		122,629,253,285	8,901,833,079	7,212,879,422	120,940,299,628

(3) 基金台帳及び基金現況報告書等への記載方法（意見）

前述の「ふるさと雇用再生特別基金」及び「緊急雇用創出基金（商工労働部）」の2つの基金に関して、出納整理期間の調整後の平成22年度末の基金残高について、基金台帳で確認しようとした。しかし、基金台帳は平成22年度の基金残高を確定せずに、出納整理期間の資金移動が移動日ごとに記載されているため、年度末の基金残高と一致する残高金額は記載されていない。

基金の期末の基金残高を明示する帳票としては、福島県財務規則第163条に定める基金現況報告書（第104号様式）、また、同規則第164条に定める基金運用状況調書（第105号様式）があり、それぞれ決算年度末現在高を記入する欄がある。これら2つの帳票の決算年度末現在高は、年度末時点での基金残高に一致しているが、いずれも年度末の残高が記載されているのみであり、基金台帳や現金出納帳と直接照合できる残高は記載されていない。

これらの帳票への記載は福島県財務規則に従ったものであり、その限りでは問題はないが、担当者以外の者による事後確認は容易ではない。一方で、自治体の会計処理は複式簿記に基づくものではないため、必ずしも帳簿間の整合性を求められるものではないものとする。

しかしながら、出納整理期間中の資金移動は誤謬等^{ごびゅう}のリスクが高い取引であるため、事後チェックがしやすいように、それぞれの帳票間の不一致の原因である出納整理期間の資金移動の総額が一覧できるようにすることが望ましいと考える。例えば、総務部財政課所管の基金に関しては、基金現況報告書に備考欄を設けて、そこに^{ごびゅう}出納整理期間の資金移動額を記載している。これは、財務規則に定める様式では求められていないものだが、事後チェックへの対応のみならず、担当者の上位職者や業務を引き継いだ者が取引内容を理解しやすくするためにも、このような記載が望ましいものとする。

出納整理期間の誤謬等^{ごびゅう}のリスクに対応するという内部統制の見地からは、このようなわかりやすい記帳を行うことが望まれる。すなわち、基金現況報告書又は基金運用状況調書に備考欄を設けるなどにより、出納整理期間の資金移動を明記するということである。

2. 基金の資金運用と有効活用

(1) 減債基金（特別会計分）の資金運用（意見）

減債基金（特別会計分）は平成 22 年度末時点で 28,362,898 千円あるが、有価証券運用残高は 5,997,400 千円と全体の 21.1%にとどまり、残額は預金で運用されている。預金残高は譲渡性預金と大口定期で運用されているが、期間は 2 か月から 6 か月であり、金利も 0.1%を下回っている。

一方、有価証券の運用対象は 10 年物の新発地方債であり、平均金利は 1.19%となっている。これは平成 22 年の大口定期平均金利 0.059%の約 20 倍である。減債基金（特別会計分）は県債の償還財源として保有する資金であり、県の資金繰りの安全弁であるため、一定の流動性確保は必要だが、直近 5 年間で最大の減債基金（特別会計分）の取崩額が 40 億円であることを鑑みると、283 億円の資金の有効活用のためには、より高い金利収入が得られる有価証券運用額を増加させる必要があると考える。

また、現状では債券運用額が期末の基金残高見込額及び翌年度以後の償還予定額等を基準として決定されるが、この際の算定基準の透明性を高めるとともに、年度末の資金状況に応じて追加購入する余地を残すなど、機動的な購入ができるようにすることが望ましいと考える。

さらに、現在の債券運用額と運用対象銘柄の決定に当たっては、運用目的で取得した債券の償還金を、将来の県債償還予定額に充当するという観点で十分ではないため、この点を考慮した上で効率的かつ効果的な運用を行うべきである。

(2) 基金の目的事業の速やかな実施又は利用促進（意見）

以下の基金は、基金残高に比して最近 5 年間の目的事業に対する取崩し実績が少ないため、目的事業の速やかな実施により、基金の有効活用を図ることが望ましい。

基金名称	設置年度	基金管理権者		H22 年度末 残高(百万円)	内容
公共施設等維持補修基金	H13	総務部	財政課長	503	目的事業の速やかな実施 及び基金の有効活用
原子力防災対策等基金	H14	総務部	財政課長	3,849	

基金名称	設置年度	基金管理権者		H22 年度末 残高(百万円)	内容
緊急経済雇用対策基金	H14	総務部	財政課長	1,524	目的事業の速やかな実施 及び基金の有効活用
地域活性化及び生活対策基金	H20	総務部	財政課長	9,332	
発電用施設周辺地域振興基金	S56	企画調整部	企画調整課長	3,136	

以下の基金は、基金残高に比して最近5年間の目的事業に係る貸付け等の実績が少ないため、基金の利用促進活動を積極的に行うことが望ましい。

基金名称	設置年度	基金管理権者		H22 年度末 残高(百万円)	内容
難視聴地域解消基金	S44	企画調整部	企画調整課長	150	基金の利用促進
企業立地資金貸付基金	S57	商工労働部	商工総務課長	4,408	

3. 基金現金の管理状況

(1) 基金現金の管理の概要

基金に属する現金は、出納保管を歳計現金の例により会計管理者が行うこととされている。この定めにしたがって、出納局が各基金管理権者からの通知に基づいて、确实かつ有利な方法により保管運用することとされている(地方自治法第241条、福島県財務規則第160条)。

出納局における基金現金の管理は次のような流れで行われている。

《年間保管方針の策定》

基金自体には会計年度の区分はないが、普通会計からの繰入れ繰出し等を通じて、会計年度毎に残高が大きく変動するため、会計年度単位で保管方針を定めている。

- ①策定期間 会計年度末(3月上旬～下旬)

- ②策定内容 預金先金融機関、預入額、預入方法等
- ③決裁権者 会計管理者（ただし、知事の了解を得る）

《出納》

基金管理権者から収入調書及び支出命令書等の提出を受け、出納局で内容を審査した上で、収入及び支出の手続を行う。なお、これらの資金出納は、全て基金ごとに開設している普通預金口座を通じて行う（福島県財務規則第 162 条、昭和 41 年 2 月 22 日付 41 出納長・総務部長連名通知「基金に属する現金の取扱について」）。

《運用》

基金管理計画及び年間保管方針に基づき、金融情勢に配慮しながら運用する。特に、指定金融機関に対して設定する預金は一定の範囲で運用することとしている。また、平成 23 年度からは複数の基金の資金を合算して運用する「基金の一括運用」を実施している。

(2) 基金現金の管理状況の監査結果

前述した基金現金の管理状況について、出納局における運用先の承認手続及び資金の預入れに関する妥当性を確かめるために、平成 23 年 3 月 31 日現在の余裕資金に係る運用先の決定プロセスについて、関連する帳票等に基づいて検証した。

その結果、基金現金の資金運用管理のうち預金での運用に関しては、関連する法令、規則、規程等に基づいて適切に管理されており、また、経済性・有効性・効率性の観点からも、特に指摘すべき事項はなかった。

4. 個別基金の管理状況等のまとめ

個別基金の管理状況に関して、その監査結果を一覧表に取りまとめると以下のとおりとなる。

(単位:百万円)

No.	基金名称	基金の種類	設置年度	基金管理権者	H22年度末 残高	監査結果	内容
1	財政調整基金	積立基金	S39	総務部 財政課長	6,124	特記事項なし	
2	減債基金(一般会計分)	積立基金	S62	総務部 財政課長	13,125	特記事項なし	
	減債基金(特別会計分)	積立基金	H16	総務部 財政課長	28,362	指摘・意見	・資金運用について要検討(意見) ・運用益の基金への繰入(指摘) ・減債基金運用益の帳票管理(意見)
3	社会福祉施設等整備基金	積立基金	S41	総務部 財政課長	5,028	特記事項なし	
4	公共施設等維持補修基金	積立基金	H13	総務部 財政課長	503	意見	・目的事業の速やかな実施及び有効活用
5	原子力防災対策等基金	積立基金	H14	総務部 財政課長	3,849	意見	・目的事業の速やかな実施及び有効活用 ・積立額の2%の原子力発電所立地地域振興基金への繰出しの取扱い
6	緊急経済雇用対策基金	積立基金	H14	総務部 財政課長	1,524	意見	・目的事業の速やかな実施及び有効活用
7	地域活性化及び生活対策基金	積立基金	H20	総務部 財政課長	9,332	意見	・目的事業の速やかな実施及び有効活用
8	高校生修学支援基金	積立基金	H21	総務部 私学・法人課長	170	特記事項なし	
9	土地取得基金	定額運用基金	S44	総務部 財産管理課長	6,321	指摘・意見	・特別会計への資金支出の長期滞留(指摘) ・基金の設定規模の検討(意見)
10	原子力発電所立地地域振興基金	定額運用基金	S63	総務部 市町村財政課長	6,355	意見	・原子力防災対策等基金からの積立額の取扱い
11	市町村振興基金	定額運用基金	S39	総務部 市町村財政課長	18,964	特記事項なし	
12	難視聴地域解消基金	定額運用基金	S44	企画調整部 企画調整課長	150	意見	・基金の利用促進
13	発電用施設周辺地域振興基金	積立基金	S56	企画調整部 企画調整課長	3,136	意見	・目的事業の速やかな実施及び有効活用
14	県民活動支援基金	積立基金	H22	企画調整部 文化振興課長	159	特記事項なし	
15	企業立地資金貸付基金	定額運用基金	S57	商工労働部 商工総務課長	4,408	意見	・基金の利用促進
16	ふるさと雇用再生特別基金	積立基金	H20	商工労働部 商工総務課長	2,258	指摘・意見	・出納整理期間中の資金移動(指摘) ・基金台帳,基金現況報告書等の記載方法(意見)
17	緊急雇用創出基金	積立基金	H20	商工労働部 商工総務課長	9,722	指摘・意見	・出納整理期間中の資金移動(指摘) ・基金台帳,基金現況報告書等の記載方法(意見)
18	美術品等取得基金	定額運用基金	S54	教育庁 財務課長	724	指摘	・美術品等の現物資産の買戻し
19	高等学校等奨学資金貸与基金	積立基金	H18	教育庁 財務課長	715	特記事項なし	
監査対象基金合計					120,940		

(注) 単位未満の金額は切り捨てて記載している。

IV. 監査の結果と意見（個別基金の管理及び運用状況）

1. 財政調整基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	総務部財政課長
2 設置目的	財源調整及び財政需要に対処するための資金として設置する
3 基金設置時等の財源	全額 県の一般財源による積立て
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県財政調整基金条例
5 設置年月日	昭和 39 年 4 月 1 日

財政調整基金は、減債基金とともに県の主要基金として、地方財政法第 4 条の 3 第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定に基づく資金として、財源調整及び財政需要に対処するための資金の積立てのために設置された積立基金である。

前段の地方財政法の規定は、自治体の年度間の財源調整、また、決算剰余金の積立てに関する定めであり、この基金はこのような目的を果たすため、財源調整や財政需要に対応できるように積み立てた資金である。

換言すれば、財源に余裕がある年度には積立てを行い、不足する年度において当該資金を取り崩して使用することで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための自治体の貯金であるといえる。

（地方公共団体における年度間の財源の調整）

第4条の3 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなるとき又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額（普通税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の額の合算額をいう。以下同じ。）が当該地方公共団体の前

年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。

- 2 前項の規定により積み立てた金額(以下「積立金」という。)から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れなければならない。
- 3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の確実な方法によつて運用しなければならない。

(剰余金)

第7条 地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。

- 2 第4条の3第2項及び第3項並びに第4条の4の規定は、前項の規定により積み立てた金額について準用する。
- 3 前条の公営企業について、歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、第1項の規定にかかわらず、議会の議決を経て、その全部又は一部を一般会計又は他の特別会計に繰り入れることができる。
- 4 第1項及び前項の剰余金の計算については、政令でこれを定める。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	4,783,491,852	4,366,955,902	5,654,916,126	5,752,326,096	6,124,928,503
有価証券	0	0	0	0	0
債権（貸付金）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	4,783,491,852	4,366,955,902	5,654,916,126	5,752,326,096	6,124,928,503

(3) 基金の推移

(単位：円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
前年度末残高	6,811,826,135	4,783,491,852	4,366,955,902	5,654,916,126	5,752,326,096	
積立額	新規・追加積立て	1,962,000,000	1,764,000,000	1,893,000,000	1,136,000,000	1,300,000,000
	うち県費	1,962,000,000	1,764,000,000	1,893,000,000	1,136,000,000	1,300,000,000
	うち国庫支出金	0	0	0	0	0
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	9,665,717	15,651,050	16,960,224	10,003,970	3,817,407
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
積立額計	1,971,665,717	1,779,651,050	1,909,960,224	1,146,003,970	1,303,817,407	
取崩額	事業費等	4,000,000,000	2,196,187,000	622,000,000	1,048,594,000	931,215,000
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	4,000,000,000	2,196,187,000	622,000,000	1,048,594,000	931,215,000
当年度末残高	4,783,491,852	4,366,955,902	5,654,916,126	5,752,326,096	6,124,928,503	

(4) 基金の運用状況（平成22年度）

以下の表には年度内に満期が到来したものも含まれているため、年度末の残高とは必ずしも一致しない。以下、当監査報告書に記載する全ての基金に関しても同様である。

種目（銘柄）	運用金額（円）	利率	預入期間
譲渡性預金	6,124,928,503	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
		0.05%	H22.9.30～H23.3.31

(5) 基金の監査結果

基金の管理に関して、関連する法令、規則、規程等に基づいて適切に実施されているか、また、経済性・有効性・効率性の観点から妥当なものであるかについて検討した。

ここで、基金の過去の運用状況を示すと以下のとおりである。県では従来より、基金管理計画及び年間保管方針に基づいて、金融情勢を配慮しながら運用を行っていた。しかし、下表のように低金利が続く状況であることなどから、基金のより有利かつ効率的な運用を図るため、平成23年度当初、すなわち平成23年3月31日現在の資金より、複数基金の資金を合算して運用する「基金の一括運用」を開始した。基金の一括運用は県の資金の効率的な運用及び運用収益の拡大を図るという観点から望ましいものであると考える。当基金もそのような考え方にに基づき、平成22年度末の資金は全額一括運用の対象となっている。

当基金の繰入れ状況と取崩しに関して検討した結果、基金は設置目的に従って管理運用されており、平成22年度末の資金残高は全額一括運用の定期預金等で運用されており、特に指摘すべき事項はなかった。

<財政調整基金の運用利回り>

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年度末残高(円)	4,783,491,852	4,366,955,902	5,654,916,126	5,752,326,096	6,124,928,503
平均残高(円)	5,797,658,993	4,575,223,877	5,010,936,014	5,703,621,111	5,938,627,299
運用利息(円)	9,665,717	15,651,050	16,960,224	10,003,970	3,817,407
運用利回り	0.167%	0.342%	0.338%	0.175%	0.064%
大口定期 平均金利	0.101%	0.284%	0.289%	0.154%	0.059%

(注)1. 平均残高は期首と期末の平均とした。

2. 大口定期平均金利は各年の暦年ベースの10百万円以上の6か月定期の全国平均金利である。

2. 減債基金（特別会計分を含む）

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	総務部財政課長
2 設置目的	県債の償還財源を確保し、及び県債の適正な管理を行い、もって将来にわたる県財政の健全な運営に資するために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 県の一般財源による積立て
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県減債基金条例
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	昭和63年3月15日 5,000,000千円

減債基金は、財政調整基金と同様、地方財政法第4条の3第1項及び第7条第1項の規定に基づく資金として、自治体の財源調整のうち、特に県債の償還財源を確保するとともに、県債の適正な管理を行うために設置された積立基金である。

その中身は、一般会計の歳出に備える積立てと公債管理特別会計の歳出に備える積立てとに分かれている。平成22年度末の残高のうち、一般会計分は13,125,933千円であり全額預金で運用されている。特別会計分は28,362,898千円であり、預金運用残高が22,365,498千円、有価証券運用残高が5,997,400千円である。

特別会計に係る基金の運用債券は、平成22年度に関しては額面金額で50億円、購入金額で4,998,900千円を取得している。債券購入に当たっては、金利及び発行体の格付を考慮して10年物の新発地方債を購入している。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	28,628,854,101	19,241,069,086	24,422,187,797	32,562,018,240	35,491,430,816
(うち、一般会計分)	(28,568,854,101)	(15,581,832,086)	(13,102,617,797)	(15,197,617,240)	(13,125,932,816)
(うち、特別会計分)	(60,000,000)	(3,659,237,000)	(11,319,570,000)	(17,364,401,000)	(22,365,498,000)
有価証券	0	0	0	998,500,000	5,997,400,000
(うち、一般会計分)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち、特別会計分)	(0)	(0)	(0)	(998,500,000)	(5,997,400,000)
債権(貸付金)	0	0	0	0	0

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
その他	0	0	0	0	0
合計	28,628,854,101	19,241,069,086	24,422,187,797	33,560,518,240	41,488,830,816
(うち、一般会計分)	(28,568,854,101)	(15,581,832,086)	(13,102,617,797)	(15,197,617,240)	(13,125,932,816)
(うち、特別会計分)	(60,000,000)	(3,659,237,000)	(11,319,570,000)	(18,362,901,000)	(28,362,898,000)

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		31,650,639,616	28,628,854,101	19,241,069,086	24,422,187,797	33,560,518,240
積立額	新規・追加積立て	5,315,730,000	3,599,237,000	7,900,333,000	12,303,331,000	17,999,997,000
	うち県費	5,315,730,000	3,599,237,000	7,900,333,000	12,303,331,000	17,999,997,000
	(うち、一般会計分)	(5,255,730,000)	(0)	(0)	(2,500,000,000)	(4,000,000,000)
	(うち、特別会計分)	(60,000,000)	(3,599,237,000)	(7,900,333,000)	(9,803,331,000)	(13,999,997,000)
	うち国庫支出金	0	0	0	0	0
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	49,392,485	106,863,985	62,030,711	28,389,443	16,162,576
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	積立額計	5,365,122,485	3,706,100,985	7,962,363,711	12,331,720,443	18,016,159,576
取崩額	事業費等	8,386,908,000	13,093,886,000	2,781,245,000	3,193,390,000	10,087,847,000
	(うち、一般会計分)	(8,386,908,000)	(13,093,886,000)	(2,541,245,000)	(433,390,000)	(6,087,847,000)
	(うち、特別会計分)	(0)	(0)	(240,000,000)	(2,760,000,000)	(4,000,000,000)
	その他	0	0	0	0	0
取崩額計	8,386,908,000	13,093,886,000	2,781,245,000	3,193,390,000	10,087,847,000	
当年度末残高		28,628,854,101	19,241,069,086	24,422,187,797	33,560,518,240	41,488,830,816

(4) 基金の運用状況（平成 22 年度）

種目（銘柄）	運用金額（円）	利率	預入期間
譲渡性預金	9,951,972,240	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
		0.05%	H22.9.30～H23.3.31
大口定期	8,450,000,000	0.20%	H22.3.31～H23.3.31
大口定期	13,150,000,000	0.20%	H22.3.31～H23.3.31
大口定期	800,000,000	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
		0.06%	H22.9.30～H23.3.31
大口定期	100,000,000	0.22%	H22.3.31～H22.9.30
大口定期	100,000,000	0.06%	H22.3.31～H22.9.30
		0.03%	H22.3.31～H22.9.30
決済用	10,046,000	0.00%	—
北海道公募公債 （H21 年度第 12 回）	998,500,000	1.42%	満期日 H31.12.25
大阪府公募公債 （第 340 回）	999,500,000	1.22%	満期日 H32.7.29
大阪府公募公債 （第 341 回）	999,900,000	1.06%	満期日 H32.8.28
千葉県公募債 （H22 年度第 7 回）	999,800,000	0.92%	満期日 H32.10.25
京都府公募債 （H22 年度第 5 回）	1,000,000,000	1.26%	満期日 H32.12.21
兵庫県公募債 （H22 年度第 19 回）	999,700,000	1.26%	満期日 H33.1.21

（注）債券の利率は額面金額に対する金利を示している。

(5) 基金の監査結果

① 減債基金（特別会計分）の運用方法（意見）

財政調整基金と同様、平成 20 年の金融経済危機以後の市中金利低下により、運用利回りは大幅に低下している。このような経済環境下において、限られた資

金の有効活用を図ることは非常に重要である。

減債基金のうち、一般会計の財源に充当される部分を除く特別会計分の基金残高は平成 22 年度末時点で 28,362,898 千円である。このうち、有価証券運用残高は 5,997,400 千円と特別会計分の基金残高の 21.1%にとどまり、残りの 22,365,498 千円は全て預金で運用されている。以下の表のとおり、平成 22 年度末の預金は譲渡性預金と大口定期で運用されており、金利も 0.1%を下回っている。なお、一括運用の預金の預入期間は 6 か月程度を目途としているが、平成 22 年度末は震災発生直後であったため、2 か月としている。

<平成 23 年 3 月 31 日現在の減債基金 預金運用明細>

種目(銘柄)	運用金額(円)	利率	預入期間	預入日数
一括運用	37,630,997,816	0.092%	H23.3.31~H23.5.31	61 日
譲渡性預金	18,058,000	0.050%	H23.3.31~H23.8.1	123 日
大口定期	100,000,000	0.030%	H23.3.31~H23.9.30	183 日
大口定期	800,000,000	0.040%	H23.3.31~H23.9.30	183 日
決済用	30,222,000	0.00%	—	—
合計(注)	38,579,277,816			
出納整理期間繰戻(入金)	3,383,570,000			
出納整理期間繰出(出金)	△6,471,417,000			
平成 22 年度末残高	35,491,430,816			

(注) 合計の内訳は、一般会計分が 16,213,779 千円、特別会計分が 22,365,498 千円である

一方で、有価証券運用残高 5,997,400 千円の金利は「(4) 基金の運用状況(平成 22 年度)」の表に記載があるが、平均は 1.19%となっている。保有債券が 10 年債の新発債であることから、預入期間の短い定期預金金利よりも高利回りとなるのは当然ではあるが、当該有価証券利回りは平成 22 年の大口定期平均金利 0.059% (期間 6 か月) の約 20 倍である。

もちろん、減債基金(特別会計分)は県債の償還財源として保有する資金であり、県の資金繰りの安全弁であるため、一定の流動性確保は必要である。しかし、直近 5 年間での最大の減債基金(特別会計分)の取崩額が 40 億円であり、また、平成 22 年度末時点における福島県債の平成 23 年度以後 5 年間の償還に係る必要資金見込額は以下の表のとおり 276 億円であり、年間平均必要資金見込額は 55.2 億円である。以上の点を鑑みると、283 億円の資金の有効活用のためには、より高い金利収入が得られる有価証券運用額を増加させる必要があると考える。

<平成 23 年度以後の福島県債償還に係る必要資金見込額>

(単位:百万円)

年度	償還予定額
平成 23 年	7,000
平成 24 年	8,000
平成 25 年	4,600
平成 26 年	4,000
平成 27 年	4,000
合計	27,600

減債基金の資金について安全性を十分配慮した上でより有利な運用を図ることは、以下の福島県減債基金条例第 4 条第 2 項からも、当然に要請されるものとする。また、総務省から平成 21 年 4 月 14 日に発出された、「地方債の総合的な管理について(通知)」においても、「市場公募地方債等の流通市場の育成や安定を図る観点からも、減債基金の運用として地方債証券等の保有や買入消却の活用を積極的に検討されたいこと」とされている。

<福島県減債基金条例>

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

ところで、県としても公債管理特別会計に係る減債基金残高が増加してきたことから、より有利な運用を図るべく、次のような考え方で有価証券運用を行っているということである。この結果として、平成 21 年度は 10 億円、平成 22 年度は 50 億円（いずれも額面金額ベース）の地方債を購入している。

《減債基金（公債管理特別会計分）の運用について》

満期一括償還債の新規発行と、当該債券の償還までに償還資金を分割して積み立てるという方針のもとに運用計画を策定し、これに基づいて各年度の運用額を決定している。

具体的には、平成 21 年度に運用計画を策定し、前年度末残高から当年度元金償

還額及び 51 億円前後を差引き、残りを債券により運用することを基本方針とした。平成 21 年 11 月の計画策定時には、平成 22 年度の購入枠は平成 21 年度末の残高見込額（債券運用 10 億円を除く）159.6 億円から、平成 22 年度の取崩予定額 40 億円及び 51 億円を控除した額が 68.6 億円となり、これに基づいて 50 億円と決定されている。

この 51 億円の控除額は、平成 19 年度及び 20 年度に予定を上回って先積みした金額であり、当初予算編成時に計画的な積立てができなかった場合であっても前年度までの積立てで償還額を確保できるようにするとの目的で、流動性を確保すべき固定額とのことである。

平成 22 年度運用額 $159.6 - 40.0 - 51 = 68.6$ 億円 \Rightarrow 50 億円

しかし、この決定方法は次の 2 つの点において問題があると考ええる。

(A) 基金の資金運用の決定方法について

上記の方針に基づく購入額の上限は、まず、平成 21 年 11 月の時点で平成 21 年度以後の基金の積立予定額等を基礎として算出している。この後、平成 22 年 6 月に平成 21 年度末の基金残高実績と 22 年度の基金の積立て及び取崩しの予定額に基づいて時点修正を行った上で、最終的な債券購入額を決定しているということである。しかし、平成 21 年 11 月の計画時においては、計算値では 68.6 億円の資金があるにもかかわらず、その 72.9% の 50 億円を運用枠とした根拠が、発議書及びその添付資料からは読み取れない。

また、平成 22 年 6 月の最終決定時には、前述の 51 億円の控除額に、更に 27 億円を加算した 78 億円を控除している。この加算額に関して、平成 21 年度と 22 年度の補正予算等での積増金額を根拠としているものの、なぜ当初設定の先積額 51 億円に更に加算するのか、また、なぜ 2 年分の積増金合計額の 27 億円としたかが、発議書及びその添付資料に明確に記載されていない。

資金運用の決定根拠については、一定の算定基準を設けて透明性を高めるとともに、年度ごとに大きくぶれないようにすることが望ましいと考える。また、平成 22 年度に関しては 6 月の時点で年間の投資額を決定しており、その後の変更はないが、年度末には資金状況に応じて追加購入する余地を残すなど、機動的な購入ができるようにすることも検討していくことが望ましい。

平成 22 年度運用額 $173.6 - 40.0 - (51 + 27) = 55.6$ 億円 \Rightarrow 50 億円

(B)将来の県債償還予定額に見合った有価証券運用

前述のとおり、基金の運用計画は、満期一括償還債の新規発行と、当該債券の償還までに償還資金を分割して積み立てるという方針のもとに策定されている。そのような方針により基金に積み立てられた資金の一部が債券購入に充てられているが、実際に購入した債券は償還までの期間が10年の新発地方債のみである。

現状では、福島県債の償還資金としてみているのは預金部分だけであり、基金で保有する有価証券の償還時期において、福島県債の償還資金とどのように対応させていくかという考え方が希薄である。しかし、当基金はそもそも県債償還の原資として保有するのであるから、有利な運用を図るとともに、保有する債券の償還金を含めた、将来の資金繰りを見据えた上での運用も考慮することが望ましい。

例えば、福島県債の償還に係る必要資金見込額に応じて各年度の福島県債の償還時期までに満期が到来する短期国債や既発債の購入も検討に値すると考える。

以上、基金の余裕資金の効率的な運用を図るためには、年度当初又は年度途中の予定額に基づいて購入するだけでなく、年度末、あるいは翌年度当初の実際の資金の状況に合わせて、柔軟な対応をとることも必要と考える。その場合、どのような考え方で購入時期、購入金額、対象債券を決定するかについての方針を明確にし、文書化するべきである。

また、減債基金（特別会計分）は満期一括償還の際の財源の一部として取り崩されるものであるため、減債基金の取崩し予定時期に合わせた運用対象として、国債や地方債の既発債や政府保証債なども検討すべきと考える。

<減債基金の運用利回り>

項 目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年度末残高(円)	28,568,854,101	15,581,832,086	13,102,617,797	15,197,617,240	13,125,932,816
平均残高(円)	30,109,746,858	22,075,343,093	14,342,224,941	14,150,117,518	14,161,775,028
運用利息(円)	49,392,485	106,863,985	62,030,711	28,389,443	16,162,576
運用利回り	0.164%	0.484%	0.433%	0.201%	0.114%
大口定期 平均金利	0.101%	0.284%	0.289%	0.154%	0.059%

(注)1. 平均残高は期首と期末の平均とした。

2. 公債管理特別会計に係る運用利息は基金に繰り入れられていないため、残高から除外した。

3. 大口定期平均金利は各年の暦年ベースの10百万円以上の6か月定期の全国平均金利である。

② 減債基金（特別会計分）の運用益の基金繰入（指摘）

前述のとおり、減債基金は地方財政法の規定に基づく資金として、自治体の財源調整のために設置された基金である。そして、同法第4条の3第2項において、「前項の規定により積み立てた金額（以下「積立金」という。）から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れなければならない。」と定められている。したがって、運用利息は一旦は基金に繰り入れる必要があると考える。

平成22年度の減債基金の運用益について確認したところ、一般会計分に係る運用利息16,162,576円（預金利息のみ）は全額基金に繰り入れられているが、公債管理特別会計分に係る運用利息52,499,005円（預金利息26,899,005円及び有価証券（地方債）の運用利息25,600,000円）は公債管理特別会計の収入に計上した後、基金には繰り入れず、そのまま直接県債利子の支払に充てられていた。

最終的な資金使途は、当基金の目的である県債に係る支払資金として使用されている。しかし、地方財政法の規定によれば、一旦は積立金（基金）への繰り入れを行わなければならないため、現状の処理は当該規定に準拠していないものと考ええる。

平成22年度の公債管理特別会計分に係る運用利息52,499,005円は、当基金の積立額として計上した上で、事業費として公債管理特別会計へ支出すべきものである。

<地方財政法>

(地方公共団体における年度間の財源の調整)

- 第4条の3 地方公共団体は、当該地方公共団体の当該年度における地方交付税の額とその算定に用いられた基準財政収入額との合算額が、当該地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額を著しく超えることとなるとき又は当該地方公共団体の当該年度における一般財源の額(普通税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方交付税又は特別区財政調整交付金の額の合算額をいう。以下同じ。)が当該地方公共団体の前年度における一般財源の額を超えることとなる場合において、当該超過額が新たに増加した当該地方公共団体の義務に属する経費に係る一般財源の額を著しく超えることとなるときは、その著しく超えることとなる額を、災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源、前年度末までに生じた歳入欠陥を埋めるための財源又は緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合のほか、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、積み立て、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない。
- 2 前項の規定により積み立てた金額(以下「積立金」という。)から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れなければならない。
- 3 積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の確実な方法によつて運用しなければならない。

(注) 上表の下線は監査人が記入したものである。

なお、総務部財政課の説明によると、地方財政法第4条の3が適用になるのは、一般会計の剰余金から積み立てられた減債基金のみであり、公債管理特別会計の運用益に関しては同法ではなく、福島県減債基金条例が適用になるとのことである。同条例第5条において、「基金の管理及び運用から生ずる収益の額が基金の管理及び運用に要した経費の額を超過した場合における当該超過額に相当する額は、これを基金に編入するものとする」とあるため、結論は変わらない。

③ 減債基金の運用益の帳票管理（意見）

基金現況報告書の有価証券残高について関連帳票との突合を実施したところ、以下の運用収入に係る帳票（納入通知書）が年度末の減債基金の帳票とともに保管されていた。

減債基金の運用収入は全額一般会計又は公債管理特別会計に計上することになっており、収益を基金に積み立てる場合には、一般会計又は公債管理特別会計から支出することになっている。このため、当該帳票は基金の入出金とは直接には関係しないものである。

（単位：円）

銘柄	元金	利息	摘要
第 340 回大阪府公募公債	999,500,000	6,100,000	H23. 1. 28 付け 納入通知書 金利：1.22% 期間：6 か月
大口定期預金	1,000,000,00 0	162,191	H23. 1. 14 付け 利息計算書 金利：0.08% 期間：H22. 11. 1～23. 1. 14 (74 日)

3. 社会福祉施設等整備基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	総務部財政課長
2 設置目的	社会福祉施設及び公共施設等の整備又は運営に要する資金の積立てのために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 県の一般財源による積立て
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県社会福祉施設等整備基金条例
5 設置年月日	昭和 42 年 3 月 24 日

社会福祉施設等整備基金は、社会福祉施設及び公共施設等の整備・運営に要する資金を確保するために設置された積立基金である。平成 19 年度に公共施設等整備基金と統合され、その時点で同基金より 15 億円が繰入金として計上された。

その後、平成 20 年度、21 年度において保育所運営費市町村分の県費負担や、軽費老人ホーム事務費補助などに係る取崩しがあり、平成 21 年度末には 28 百万円まで減少したが、平成 22 年度の 2 月補正予算に基づき、平成 23 年 3 月に耐震補強のために 50 億円が積み立てられた。

なお、当基金の運用益は、法令上の制約や積立原資による制約がない基金の運用益を一般財源化するという県の方針に基づき、平成 22 年度より全額一般会計に繰り入れられている。また、平成 22 年度末の資金は、平成 23 年度より開始した一括運用資金の一部として運用されている。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	1,021,752,197	4,254,426,565	1,548,672,119	28,485,005	5,028,485,005
有価証券	0	0	0	0	0
債権(貸付金)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	1,021,752,197	4,254,426,565	1,548,672,119	28,485,005	5,028,485,005

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		1,180,077,715	1,021,752,197	4,254,426,565	1,548,672,119	28,485,005
積立額	新規・追加積立て	0	1,869,331,311	0	0	5,000,000,000
	うち県費	0	1,869,331,311	0	0	5,000,000,000
	うち国庫支出金	0	0	0	0	0
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	1,674,482	3,343,057	15,245,554	2,812,886	0
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	積立額計	1,674,482	1,872,674,368	15,245,554	2,812,886	5,000,000,000
取崩額	事業費等	160,000,000	-1,360,000,000	2,721,000,000	1,523,000,000	0
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	160,000,000	-1,360,000,000	2,721,000,000	1,523,000,000	0
当年度末残高		1,021,752,197	4,254,426,565	1,548,672,119	28,485,005	5,028,485,005

(注) 平成19年度の事業費等の取崩額が△1,360,000千円となっているのは、公共施設等整備基金からの繰入金1,500,000千円と事業費に対する取崩額140,000千円を相殺して示したことによる。

(4) 基金の運用状況 (平成22年度)

種目 (銘柄)	運用金額 (円)	利率	預入期間
譲渡性預金	28,485,005	0.10%	H22.3.31~H22.9.30
		0.05%	H22.9.30~H23.3.31

(注) 上表の残高には平成23年3月31日に一般会計から繰り入れられた5,000,000千円が含まれていない。

(5) 基金の取崩状況

①事業名及び事業内容

事業名	事業内容
A	社会福祉施設の整備又は運営に要する資金

②各事業の費用実績

(単位：千円)

事業名	事業費				
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 社会福祉施設の整備又は運営に要する資金	160,000	140,000	2,721,000	1,523,000	—
合計	160,000	140,000	2,721,000	1,523,000	—

(6) 基金の監査結果

基金の管理に関して、関連する法令、規則、規程等に基づいて適切に実施されているか、また、経済性・有効性・効率性の観点から妥当なものであるかについて検討した。

当基金の繰入れ状況と取崩しに関して検討した結果、基金は設置目的に従って管理運用されており、平成 22 年度末の資金残高は全額一括運用の定期預金等で運用されており、特に指摘すべき事項はなかった。

4. 公共施設等維持補修基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	総務部財政課長
2 設置目的	県が行う公共施設その他施設の維持補修等に要する資金の積立てのために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 県の一般財源による積立て
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県公共施設等維持補修基金条例
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	平成 13 年 12 月 25 日 5,000,000 千円

公共施設等維持補修基金は、県が行う公共施設その他施設の維持補修等に要する資金の原資として設置した積立基金である。基金の設置当初は 50 億円の規模だったが平成 22 年度末は 5 億円と規模が縮小している。

これは、最近 5 年間でみると、平成 18 年度に 12 億円が積み立てられたのみで、新規の資金積立てがないことによる。一方で、取崩しに関しても、平成 19 年度に道路維持補修費として一般会計に 1,014,721 千円の繰入れが行われたのみである。

なお、当基金の運用益は、法令上の制約や積立原資による制約がない基金の運用益を一般財源化するという県の方針に基づき、平成 22 年度より全額一般会計に繰り入れられている。また、平成 22 年度末の資金は、平成 23 年度より開始した一括運用資金の一部として運用されている。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	1,510,814,284	501,036,498	502,982,404	503,895,981	503,895,981
有価証券	0	0	0	0	0
債権（貸付金）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	1,510,814,284	501,036,498	502,982,404	503,895,981	503,895,981

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		310,373,879	1,510,814,284	501,036,498	502,982,404	503,895,981
積立額	新規・追加積立て	1,200,000,000	0	0	0	0
	うち県費	1,200,000,000	0	0	0	0
	うち国庫支出金	0	0	0	0	0
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	440,405	4,943,214	1,945,906	913,577	0
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	積立額計	1,200,440,405	4,943,214	1,945,906	913,577	0
取崩額	事業費等	0	1,014,721,000	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	0	1,014,721,000	0	0	0
当年度末残高		1,510,814,284	501,036,498	502,982,404	503,895,981	503,895,981

(4) 基金の運用状況 (平成22年度)

種目 (銘柄)	運用金額 (円)	利率	預入期間
譲渡性預金	503,895,981	0.10%	H22.3.31~H22.9.30
		0.05%	H22.9.30~H23.3.31

(5) 基金の取崩状況

① 事業名及び事業内容

事業名	事業内容
A	公共施設その他施設の維持補修等

② 各事業の費用実績

(単位:千円)

事業名		事業費				
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A	公共施設その他施設の 維持補修等	—	1,014,721	—	—	—
合計		—	1,014,721	—	—	—

(6) 基金の監査結果 (意見)

現状は積立てもほとんど行われておらず、過去においても道路維持補修費での使用が多い程度である。以下の表のとおり、平成 19 年度以後は取崩し実績がなく、新規積立ても運用収益が計上されるのみであるが、基金として設置されている以上、有効利用を図るべく検討することが望まれる。

(単位:円)

年度	取崩額	摘要
平成 14 年度	2,220,000,000	道路維持補修費、緊急道路保全費 ほか 8 件
平成 15 年度	3,174,000,000	地域づくり環境改善費、生活基盤緊急改善費 ほか 13 件
平成 16 年度	1,400,000,000	生活基盤緊急改善費
平成 17 年度	700,000,000	道路維持補修費、除雪費
平成 18 年度	0	—
平成 19 年度	1,014,721,000	道路維持補修費
平成 20 年度	0	—
平成 21 年度	0	—
平成 22 年度	0	—
計	8,508,721,000	

5. 原子力防災対策等基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	総務部財政課長
2 設置目的	原子力発電施設が立地することに伴う防災対策のための事業や住民生活の安定、地域振興に資する事業に要する資金の積立て及びその資金への充当のために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 県の一般財源による積立て
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県原子力防災対策等基金条例
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	平成14年7月12日 100,000千円

原子力防災対策等基金は、原子力発電施設が立地することに伴う防災対策のための事業や住民生活の安定、地域振興に資する事業に要する資金を積み立てることを目的として設置された積立基金である。この基金は、条例においては一般会計より積み立てるとされているだけであるが、基金への繰入資金の源泉は株式会社東京電力から収受される核燃料税である。

平成21年度及び22年度は、核燃料税収入が増加したことにより基金の積立額が増加したが、事業費は過去に比べて大きく増加しなかったため、直近2年間は基金残高が増加していた。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	256,622,926	1,025,879,565	1,315,863,837	2,412,919,521	3,849,730,741
有価証券	0	0	0	0	0
債権（貸付金）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	256,622,926	1,025,879,565	1,315,863,837	2,412,919,521	3,849,730,741

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		271,871,155	256,622,926	1,025,879,565	1,315,863,837	2,412,919,521
積立額	新規・追加積立て	3,612,000,000	3,918,000,000	3,593,000,000	4,909,000,000	4,702,000,000
	うち県費	3,612,000,000	3,918,000,000	3,593,000,000	4,909,000,000	4,702,000,000
	うち国庫支出金	0	0	0	0	0
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	385,771	839,639	3,984,272	2,424,684	2,528,220
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	積立額計	3,612,385,771	3,918,839,639	3,596,984,272	4,911,424,684	4,704,528,220
取崩額	事業費等	3,627,634,000	3,149,583,000	3,307,000,000	3,814,369,000	3,267,717,000
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	3,627,634,000	3,149,583,000	3,307,000,000	3,814,369,000	3,267,717,000
当年度末残高		256,622,926	1,025,879,565	1,315,863,837	2,412,919,521	3,849,730,741

(4) 基金の運用状況（平成22年度）

種目（銘柄）	運用金額（円）	利率	預入期間
譲渡性預金	2,412,919,521	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
		0.05%	H22.9.30～H23.3.31

(5) 基金の取崩状況

① 事業名及び事業内容

事業名		事業内容
A		②事業の費用実績に記載のとおり

② 事業の費用実績

(単位：千円)

事業名		事業費				
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
a	運営的経費	1,293,568	1,033,085	800,600	2,136,600	1,682,120
b	投資的経費	1,286,122	1,174,987	1,428,500	324,300	200,380
c	市町村分	1,047,944	941,511	1,077,900	1,353,469	1,385,217
合計		3,627,634	3,149,583	3,307,000	3,814,369	3,267,717

(注) a 運営的経費：原子力安全防災対策費、健康管理対策費、産業振興対策費など

b 投資的経費：原子力安全防災対策費、民生安定対策費（道路橋梁整備）、産業振興対策費など

c 市町村分：補助金・交付金、原子力発電所立地地域振興基金

(6) 基金の監査結果（意見）

この基金の設置目的は、原子力発電施設が立地することに伴う防災対策のための事業や住民生活の安定、地域振興に資する事業に使用する資金の確保にあった。平成 17 年度末の基金残高は 271 百万円であったが、平成 22 年度末では 3,850 百万円まで増加している。今般の原子力発電所の事故により、今後は積立て原資の核燃料税の収受は見込めず、一方で事故災害からの復興が緊急課題であるため、関連する基金とともに、基金の有効活用を図るべきと考える。

また、毎年この基金の積立額の 2%相当額は原子力発電所立地地域振興基金に事業費として繰り入れられているが、当基金に繰り入れた後に別の基金への繰入れのために事業費として取崩しを行っていたことの必要性には疑義がある。すなわち、当初より、核燃料税の 2%相当額を原子力発電所立地地域振興基金に繰り入れれば足りるものであり、あえて当基金を通過させる必要性は無いものと考え

6. 緊急経済雇用対策基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	総務部財政課長
2 設置目的	経済及び雇用に関する状況の急激な変化に対応するために緊急に実施する事業に要する資金の積立てのために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 県の一般財源による積立て
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県緊急経済雇用対策基金条例
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	平成 15 年 3 月 24 日 1,500,000 千円

緊急経済雇用対策基金は、経済及び雇用に関する状況の急激な変化に対応するために緊急に実施する事業に要する資金を積み立てるために、平成 15 年 3 月に設置された積立基金である。

しかし、当基金は設置当初の平成 15 年度に 186 百万円、平成 16 年度に 1,308 百万円を取崩した後は、平成 17 年度から 19 年度までは雇用の安定により、その後は雇用対策に係る国からの財源措置が行われたこともあり、当基金を取り崩すことなく、必要とされる雇用対策の実施が可能となった。このため、平成 17 年度から 22 年度までは一度も取崩しが行われていない。その間、運用益が積み上がった結果として、平成 22 年度末残高は 1,524 百万円となっている。

なお、当基金の運用益は、法令上の制約や積立原資による制約がない基金の運用益を一般財源化するという県の方針に基づき、平成 22 年度より全額一般会計に繰り入れられている。また、平成 22 年度末の資金は、平成 23 年度より開始した一括運用資金の一部として運用されている。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	1,510,509,517	1,515,451,733	1,521,337,389	1,524,100,626	1,524,100,626
有価証券	0	0	0	0	0
債権（貸付金）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	1,510,509,517	1,515,451,733	1,521,337,389	1,524,100,626	1,524,100,626

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		1,508,369,202	1,510,509,517	1,515,451,733	1,521,337,389	1,524,100,626
積立額	新規・追加積立て	0	0	0	0	0
	うち県費	0	0	0	0	0
	うち国庫支出金	0	0	0	0	0
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	2,140,315	4,942,216	5,885,656	2,763,237	0
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	積立額計	2,140,315	4,942,216	5,885,656	2,763,237	0
取崩額	事業費等	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	0	0	0	0	0
当年度末残高		1,510,509,517	1,515,451,733	1,521,337,389	1,524,100,626	1,524,100,626

(4) 基金の運用状況（平成 22 年度）

種目（銘柄）	運用金額（円）	利率	預入期間
譲渡性預金	1,524,100,626	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
		0.05%	H22.9.30～H23.3.31

(5) 基金の監査結果（意見）

当基金は設置当初の平成 15、16 年度にかけて 1,494 百万円を取り崩した後、平成 17 年度から 22 年度までは一度も取崩しが行われていない。その間、運用益が積み上がった結果として、平成 22 年度末残高は 1,524 百万円となっている。

当基金の設置目的によると、その目的事業は経済及び雇用に関する状況の急激な変化に対応するために緊急に実施する事業とされており、非常に幅広いものである。東日本大震災後の福島県の現状からすれば、雇用対策以外にも多様な経済施策が考えられる。雇用以外の経済対策として、例えば東日本大震災からの復興へ向けて観光復興事業や県産品販売促進のイベントを行うなど、多様なアイデアを出して、基金を有効活用することを検討すべきである。

7. 地域活性化及び生活対策基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	総務部財政課長
2 設置目的	地域活性化及び生活対策に資する事業に要する資金に要する資金の積立てのために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 国交付金による積立て 【内閣府】
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県地域活性化及び生活対策基金条例
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	平成21年3月13日 2,427,755千円

地域活性化及び生活対策基金は、地域活性化及び生活対策に資する事業に要する資金として、全額内閣府からの交付金により設置された積立基金である。国からの交付金の中身は、平成20年度に交付された生活対策臨時交付金24億円、平成21年度に交付された公共投資臨時交付金55億円、平成22年度に交付された住民生活に光をそそぐ交付金38億円である。これらの交付金は緊急経済危機対策や地域活性化を目的とするものである。

それぞれについて、消費者行政や福祉行政の観点などから支出対象事業の定めがあり、当該対象事業に対して基金が取り崩され、使用されている。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	0	0	2,427,755,000	6,048,670,584	9,332,985,872
有価証券	0	0	0	0	0
債権(貸付金)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	2,427,755,000	6,048,670,584	9,332,985,872

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		0	0	0	2,427,755,000	6,048,670,584
積立額	新規・追加積立て	0	0	2,427,755,000	5,575,914,000	3,800,000,000
	うち県費	0	0	0	0	0
	うち国庫支出金	0	0	2,427,755,000	5,575,914,000	3,800,000,000
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	0	0	0	4,409,584	7,083,288
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	積立額計	0	0	2,427,755,000	5,580,323,584	3,807,083,288
取崩額	事業費等	0	0	0	1,959,408,000	522,768,000
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	0	0	0	1,959,408,000	522,768,000
当年度末残高		0	0	2,427,755,000	6,048,670,584	9,332,985,872

(4) 基金の運用状況 (平成22年度)

種目 (銘柄)	運用金額 (円)	利率	預入期間
譲渡性預金	6,048,670,584	0.10%	H22.3.31~H22.9.30
		0.05%	H22.9.30~H23.3.31

(5) 基金の取崩状況

① 事業名及び事業内容

事業名	事業内容
A	②事業の費用実績に記載のとおり

② 各事業の費用実績

(単位：千円)

部局名		事業費				
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
a	総務部	—	—	—	283,868	—
b	生活環境部	—	—	—	61,695	22,241
c	保健福祉部	—	—	—	509,080	491,317
d	商工労働部	—	—	—	175,776	—
e	農林水産部	—	—	—	218,625	—
f	土木部	—	—	—	385,917	—
g	教育庁	—	—	—	306,922	9,210
h	警察本部	—	—	—	17,525	—
合計		—	—	—	1,959,408	522,768

(6) 基金の監査結果（意見）

平成 20 年度から 22 年度にかけて総額 118 億円が基金に積み立てられたが、平成 21 年度から平成 22 年度までの取崩しの実績は約 25 億円であり、積立額の約 21%にすぎない。当基金の資金源泉である国からの交付金は、緊急経済危機対策や地域活性化を目的とするものであり、緊急性を要するもの、また、速やかな実施を求められているものである。

各部局での事業実績がなければ基金の取崩しにつながらないため、直接的には基金管理権者である総務部財政課の課題ではないが、県としては関連する事業の速やかな実施について、十分に努力する必要があると考える。

8. 高校生修学支援基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	総務部私学・法人課長
2 設置目的	経済的理由により修学が困難な高等学校 (中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。)の生徒の教育を受ける機会の確保に資する事業に要する資金を積立てのために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 国交付金による積立て 【文部科学省】
4 基金条例及び関連規則・要綱等	<p>【国通知】 平成21年度高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金交付要綱 (平成21年6月8日文部科学大臣裁定) 高校生修学支援基金事業実施要領 (平成21年6月8日文部科学大臣裁定、平成22年4月1日一部改正)</p> <p>【県制定】 福島県高校生修学支援基金条例 (平成21年10月20日施行) 福島県奨学資金貸与条例 (昭和27年6月19日公布) 福島県私立高等学校等就学支援事業補助金交付要綱(平成18年4月6日制定)</p>
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	平成21年12月11日 87,251千円

高校生修学支援基金は、経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒の教育を受ける機会の確保に資する事業に要する資金として、全額文部科学省からの交

付金により設置された積立基金である。国からの交付金の中身は、平成 21 年度の国の補正予算に基づいてまず平成 21 年 12 月に 87 百万円が交付され、平成 22 年 3 月 31 日に 186 百万円が交付され、合計 272 百万円が当初の資金として積み立てられた。

平成 21 年度末においては、授業料減免に 35,376 千円、奨学金事業に 25,792 千円、合計 61,168 千円が事業支出として取り崩された。この資金は緊急経済対策の一環として、平成 20 年度に比べて家計急変等により修学困難となる高校生の増加に伴い授業料免除及び奨学金事業に要する資金が増加することに対して、平成 21 年度から 23 年度の 3 年間分に係るその資金増加分を提供するというものである。平成 22 年度は事業費が減少したが、ほぼ予定どおりの事業実績といえる。

なお、東日本大震災の発生を受けて、修学が困難な高等学校の生徒以外についても当基金による事業の対象とするために、設置目的に「修学、就園又は就学が困難な幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校の高等課程の幼児、児童又は生徒」が追加された。これに伴い、基金の名称を「福島県修学等支援基金」に改める条例改正が平成 23 年 5 月に行われている。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	0	0	0	211,668,294	170,126,138
有価証券	0	0	0	0	0
債権（貸付金）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	211,668,294	170,126,138

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		0	0	0	0	211,668,294
積立額	新規・追加積立て	0	0	0	272,810,000	0
	うち県費	0	0	0	0	0
	うち国庫支出金	0	0	0	272,810,000	0
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	0	0	0	26,294	158,844
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	積立額計	0	0	0	272,836,294	158,844
取崩額	事業費等	0	0	0	61,168,000	41,701,000
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	0	0	0	61,168,000	41,701,000
当年度末残高		0	0	0	211,668,294	170,126,138

(4) 基金の運用状況 (平成22年度)

種目 (銘柄)	運用金額 (円)	利率	預入期間
譲渡性預金	211,668,294	0.10%	H22.3.31~H22.9.30
	211,443,418	0.05%	H22.9.30~H23.3.31

(5) 基金の取崩状況

① 事業名及び事業内容

事業名	事業内容
A 授業料減免事業	経済的理由にかかわらず私立高等学校等生徒が学業を継続できるよう、授業料を減免している学校法人に対する補助

事業名		事業内容
B	奨学金事業	経済的理由による修学困難な高等学校等生徒へ奨学資金を貸与

② 各事業の費用実績

(単位：千円)

事業名		事業費				
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A	授業料減免事業	—	—	—	35,376	27,338
B	奨学金事業	—	—	—	25,792	14,363
合計		—	—	—	61,168	41,701

(6) 基金の監査結果

基金の管理及び処分等に関して、関連する法令、規則、規程等に基づいて適切に実施されているか、また、経済性・有効性・効率性の観点から妥当なものであるかについて検討した。

当基金の繰入れ状況と取崩しに関して検討した結果、基金は設置目的に従って管理運用されており、平成 22 年度末の資金残高は全額一括運用の定期預金等で運用されており、特に指摘すべき事項はなかった。

9. 土地取得基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	総務部財産管理課長
2 設置目的	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得するための資金に充てるために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 県の一般財源による積立て
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県土地取得基金条例(昭和44年7月15日福島県条例第36号) 福島県土地取得基金運用要綱 (平成3年3月30日3管第119号)
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	昭和44年7月15日 500,000千円

土地取得基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得するための資金に充てるために設置された定額運用基金である。当基金は全額県の一般財源により積み立てられているが、平成22年度以前の直近5年間で新規積立てはない。また、取崩しに関しては平成18年度に954,579千円、平成19年度に935,082千円の取崩しがあるのみである。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	5,315,126,782	5,748,201,797	5,522,041,983	5,496,190,795	5,620,919,179
有価証券	0	0	0	0	0
債権（貸付金）	0	0	0	0	0
その他	1,903,444,547	546,895,532	787,787,346	821,607,265	700,338,919
合計	7,218,571,329	6,295,097,329	6,309,829,329	6,317,798,060	6,321,258,098

(注)「その他」に計上されているのは、土地取得事業特別会計への一時的な資金繰出しであり、以下の資金の推移における積立額、取崩額には反映しない基金内での資金の運用である。

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		8,167,868,000	7,218,571,329	6,295,097,329	6,309,829,329	6,317,798,060
積立額	新規・追加積立て	0	0	0	0	0
	うち県費	0	0	0	0	0
	うち国庫支出金	0	0	0	0	0
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	5,282,329	11,608,000	14,732,000	7,968,731	3,460,038
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
積立額計		5,282,329	11,608,000	14,732,000	7,968,731	3,460,038
取崩額	事業費等	954,579,000	935,082,000	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	954,579,000	935,082,000	0	0	0
当年度末残高		7,218,571,329	6,295,097,329	6,309,829,329	6,317,798,060	6,321,258,098

(4) 基金の運用状況（平成 22 年度）

種目（銘柄）	運用金額（円）	利率	預入期間
譲渡性預金	600,000,000	0.09%	H22.3.31～H22.4.30
譲渡性預金	400,000,000	0.09%	H22.3.31～H22.6.30
譲渡性預金	300,000,000	0.09%	H22.3.31～H22.7.30
譲渡性預金	350,000,000	0.09%	H22.3.31～H22.8.31
譲渡性預金	3,846,190,795	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
譲渡性預金	509,586,836	0.08%	H22.6.30～H22.9.30
譲渡性預金	30,087,517	0.08%	H22.7.30～H22.9.30
譲渡性預金	20,000,000	0.05%	H22.9.30～H22.11.30
譲渡性預金	10,000,000	0.05%	H22.9.30～H23.1.31
譲渡性預金	4,358,022,784	0.05%	H22.9.30～H23.3.31
譲渡性預金	16,814,079	0.08%	H22.10.29～H23.3.31
譲渡性預金	20,281,925	0.05%	H23.2.28～H23.3.31
大口定期	6,643,719	0.08%	H22.12.28～H23.3.31

(5) 基金の取崩状況等

① 事業名及び事業内容等

以下のものは事業ではなく、過去における基金の取崩しを行った際の資金用途等を記載している。なお、今回の調査対象は平成 18 年度～22 年度であるが、基金管理権者から過去に遡及した資料の提出を受けたため、そのまま記載している。

事業名	事業内容
A —	昭和 6 1 年度に発生した台風・豪雨対策への財政需要から 1,200,000,000 円を取崩し
B —	平成 1 4 年度に財政構造改革プログラムのため 6,781,985,177 円を取崩し
C —	平成 1 7 年度に会津学鳳高等学校用地取得のため 339,700,000 円を取崩し
D —	平成 1 8 年度に福島空港公園用地取得のため 954,579,000 円を取崩し

事業名		事業内容
E	—	平成19年度に福島空港公園用地取得のため935,082,000円を取崩し

② 各事業の費用実績等

(単位：千円)

事業名		事業費				
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
a	代替地取得事業	68,385	41,451	40,283	14,000	21,242
b	用地先行取得事業	1,005,429	811,236	254,644	211,382	251,172
c	道路事業	971,926	888,271	163,781	327,230	319,064
合計		2,045,741	1,740,959	458,709	552,612	591,479

(注) この表は、土地取得事業特別会計への一時的な資金繰出しにより行われた事業の実績（土地取得が完了し、一般会計による買戻しがなされ、それに伴い特別会計から当基金に繰り戻された金額）を記載している。これは、各年度末時点における事業ごとの繰戻額の合計であり、基金の運用として特別会計へ資金の繰出し・繰戻しをしているものであるため、基金の推移における積立額・取崩額には含まれていない。

(6) 基金の監査結果

① 特別会計への資金支出の長期滞留額（指摘）

平成22年度末の土地取得事業特別会計への貸付額700,338千円のうち、以下の県庁周辺整備事業に係る資金289,655千円は、平成11年度以来長期滞留している資金である。

当基金の資金により取得できる土地は、福島県土地取得基金運用要綱第2条において、「原則として5年以内に事業の用に供する予定の土地とする」とされている。したがって、現状は本来の基金の資金用途には合致しないものであり、早急に一般会計による買戻し等の適切な措置を行うべきと考える。

なお、当該物件は平成11年度に県庁舎整備計画の一環として購入した土地であり、現状では福島警察署分庁舎敷地として公有財産規則第27条の使用承認に基づいて使用されているとのことである。遊休状態ではなく使用されている土地である点からも、早急に一般会計による買戻しを行うべきものである。

事業名	取得年度	物件所在地	区分	保有残高
県庁舎周辺整備事業	平成 11 年	福島市上町 3 番 1	面積 (㎡)	542.34
			金額 (円)	289,655,580

② 基金の設定規模等の検討（意見）

土地取得基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得するための資金に充てるために設置されたものであるが、当基金は平成 22 年度以前の直近 5 年間で新規積立てはない。一方、平成 18 年度に 954,579 千円、平成 19 年度に 935,082 千円の取崩しがあるのみである。この結果、当基金の残高は、平成 19 年度末以来、運用利息の一部が積み立てられたことによる増加はあるが、約 63 億円で推移している。

年度内の一時的な資金繰りのため、土地取得事業特別会計との間で土地取得資金の繰出しと繰戻しがあるが、これは「(5) ②各事業の費用実績等」からすると、最近 5 年間の平均で年間 11 億円弱（福島空港公園用地取得資金の取崩額を除外）であり、最大でも平成 18 年度の 20 億円となっている。

以上の点から、当基金は、今後の土地の先行取得に係る資金需要を見極めて、必要となる資金のみを基金残高として設定することを検討すべきと考える。もしも、将来の一定時期に土地の先行取得資金としての資金需要があり、土地取得資金として使用予定があるならば、現状のように全額預金での運用ではなく、当面の使用予定がない資金については国債・地方債・政府保証債等の有価証券による長期運用を行い、運用利息の増加を図るべきである。

すなわち、土地の先行取得等の予定に合わせた残存期間の国債・地方債・政府保証債等を取得し、より有利な資金運用を行うべきものとする。

なお、平成 23 年 3 月 31 日においては、当基金の資金 5,620 百万円は全て預金で運用されており、その内訳は、個別運用による定期預金が 1,650 百万円、一括運用による定期預金・譲渡性預金が 3,970 百万円である。

10. 原子力発電所立地地域振興基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	総務部市町村財政課長
2 設置目的	建設事業の財源として必要な資金を原子力発電所立地地域の市町村等に対して貸し付けるための資金に充てるために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 県の一般財源による積立て
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県原子力発電所立地地域振興基金条例 福島県原子力発電所立地地域振興基金貸付規則 福島県原子力発電所立地地域振興基金貸付要綱
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	昭和 63 年 4 月 1 日 3,145,850 千円

原子力発電所立地地域振興基金は、原子力発電所立地地域の市町村等に対して、建設事業の財源として必要な資金を貸し付けるための原資として設置された定額運用基金である。直近 5 年間の新規積立額は県の核燃料税の 2%相当額であり、原子力防災対策等基金を経由して繰り入れられている。

具体的な貸付条件等は、福島県原子力発電所立地地域振興基金貸付規則、同貸付要綱の定めによる。対象市町村は双葉郡の 8 町村と田村市（旧都路村）、南相馬市（旧小高町）であり、貸付条件は期間 15 年以内、無利息の特別資金と、期間 15 年以内、優遇利子（注）による普通資金がある。

平成 22 年度末の基金残高は 6,355 百万円だが、このうち 4,007 百万円が預金で運用され、2,347 百万円が貸付金として使用されている。平成 20 年度に核燃料交付税の特別枠として 14 億円を取り崩し、原子力発電所立地地域の市町村に交付した。

また、平成 23 年度において、東日本大震災後の原発事故への対応として、預金で運用していた分を取り崩して、前記の市町村に交付している。

（注）貸付日における財政金融資金法第 10 条第 1 項の規定により、財政融資資金が地方公共団体に対して普通地方長期資金として貸し付けられる場合の貸付利率のうち、償還期間 10 年

(据置期間なし) の元利均等年賦償還に対応する貸付利率の 1/4 の利率 (小数点第 3 位以下切捨て)。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位:円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	2,821,407,124	3,289,908,568	3,081,935,453	3,910,762,970	4,007,452,988
有価証券	0	0	0	0	0
債権(貸付金)	4,534,419,068	4,164,696,687	3,063,622,240	2,347,604,928	2,347,604,928
その他	0	0	0	0	0
合計	7,355,826,192	7,454,605,255	6,145,557,693	6,258,367,898	6,355,057,916

(3) 基金の推移

(単位:円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		7,267,139,581	7,355,826,192	7,454,605,255	6,145,557,693	6,258,367,898
積立額	新規・追加積立て	72,240,000	78,360,000	71,860,000	101,940,000	94,040,000
	うち県費	72,240,000	78,360,000	71,860,000	101,940,000	94,040,000
	うち国庫支出金	0	0	0	0	0
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	16,446,611	20,419,063	19,092,438	10,870,205	2,650,018
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	積立額計	88,686,611	98,779,063	90,952,438	112,810,205	96,690,018
取崩額	事業費等	0	0	1,400,000,000	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	0	0	1,400,000,000	0	0
当年度末残高		7,355,826,192	7,454,605,255	6,145,557,693	6,258,367,898	6,355,057,916

(注) 平成 20 年度の取崩額 14 億円は、核燃料交付税の特別枠として原子力発電所立地地域の市町村に交付したものである。

(4) 基金の運用状況（平成 22 年度）

種目（銘柄）	運用金額（円）	利率	預入期間
譲渡性預金	3,910,762,970	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
譲渡性預金	3,912,745,562	0.05%	H22.9.30～H23.3.28

(5) 基金の取崩状況

① 事業名及び事業内容

事業名	事業内容
A 核燃料税交付金 （特別枠）	本基金の一部を取り崩し、核燃料税交付金の特別枠として原子力発電所立地地域の市町村に交付した。

② 各事業の費用実績

（単位：千円）

事業名	事業費				
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 核燃料税交付金 （特別枠）	—	—	1,400,000	—	—
合計	—	—	1,400,000	—	—

(6) 貸付けの状況

(単位：円)

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 前年度末貸付残高	5,105,675,162	4,534,419,068	4,164,696,687	3,063,622,240	2,347,604,928
B 当年度貸付額	375,500,000	554,100,000	112,700,000	36,300,000	0
C 償還額 (b+e)	946,756,094	923,822,381	1,213,774,447	752,317,312	0
a 償還期限到来額調定額	946,702,000	885,950,842	823,937,043	629,062,235	591,906,170
b 同上収入済額	946,702,000	885,950,842	823,937,043	629,062,235	0
c 同上未納額	0	0	0	0	591,906,170
d 同上収入率 (b/a)	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00
e 繰上償還額	54,094	37,871,539	389,837,404	123,255,077	0
D 当年度末貸付残高 (A+B-C)	4,534,419,068	4,164,696,687	3,063,622,240	2,347,604,928	2,347,604,928

① 特別資金

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 前年度末貸付残高	910,279,761	838,273,118	733,053,155	622,026,514	523,453,195
B 当年度貸付額	72,200,000	53,200,000	25,900,000	6,200,000	0
C 償還額 (b+e)	144,206,643	158,419,963	136,926,641	104,773,319	0
a 償還期限到来額調定額	144,206,643	134,959,974	119,786,649	104,773,319	94,899,980
b 同上収入済額	144,206,643	134,959,974	119,786,649	104,773,319	0
c 同上未納額	0	0	0	0	94,899,980
d 同上収入率 (b/a)	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00
e 繰上償還額	0	23,459,989	17,139,992	0	0
D 当年度末貸付残高 (A+B-C)	838,273,118	733,053,155	622,026,514	523,453,195	523,453,195

② 普通資金

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 前年度末貸付残高	4,195,395,401	3,696,145,950	3,431,643,532	2,441,595,726	1,824,151,733
B 当年度貸付額	303,300,000	500,900,000	86,800,000	30,100,000	0
C 償還額 (b+e)	802,549,451	765,402,418	1,076,847,806	647,543,993	0
a 償還期限到来額調定額	802,495,357	750,990,868	704,150,394	524,288,916	497,006,196
b 同上収入済額	802,495,357	750,990,868	704,150,394	524,288,916	0
c 同上未納額	0	0	0	0	497,006,196
d 同上収入率 (b/a)	1.00	1.00	1.00	1.00	0.00
e 繰上償還額	54,094	14,411,550	372,697,412	123,255,077	0
D 当年度末貸付残高 (A+B-C)	3,696,145,950	3,431,643,532	2,441,595,726	1,824,151,733	1,824,151,733

(7) 基金の監査結果（意見）

原子力防災対策等基金においても意見として記載したとおり、従来、原子力防災対策等基金の積立額の 2%相当額が、原子力防災対策等基金から当基金に積み立てられていた。しかし、当基金に積み立てられる金額に関して、一旦原子力防災対策等基金に繰り入れた後に当基金への繰入れのために事業費として取り崩すことの必要性には疑義がある。

すなわち、当初より、核燃料税の 2%相当額を当基金に繰り入れれば足りるものであり、あえて原子力防災対策等基金を通過させる必要性はないものとする。

11. 市町村振興基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	総務部市町村財政課長
2 設置目的	建設事業、石綿による人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資する事業又は市町村財政の健全化に資する事業に要する経費の財源として必要な資金を市町村に対して貸し付けるための資金に充てるために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 県の一般財源による積立て
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県市町村振興基金条例 福島県市町村振興基金貸付規則 福島県市町村振興基金貸付要綱
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	昭和 39 年 4 月 1 日 330,000 千円

市町村振興基金は、建設事業、石綿による健康及び生活環境に係る被害の防止に資する事業、又は市町村財政の健全化に資する事業に要する経費の財源として必要な資金を、市町村に対して貸し付けるための原資として設置された定額運用基金である。

平成 22 年度末残高 18,964 百万円のうち 15,386 百万円は貸付残高であり、残りの資金残高は全て預金で運用されている。直近 5 年間での積立ては運用利息による増加のみであり、一般会計からの新規の積立てはない。各年度の取崩額のうち「事業費等」は、合併市町村への交付金の資金として取り崩されたものである。取崩額のうち「その他」は、過去に大規模な資金需要があった際に、特別に県の一般会計から基金に積み立てして市町村に貸し付けしたものである。当該貸付分については、市町村から償還がなされる都度、その元金を基金から取り崩して一般会計に充当することになっている（償還利子についても一般会計で収入後、基金積立てには充当しないことになっている）。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	4,722,453,598	1,546,418,331	1,918,775,544	2,274,925,043	3,578,396,357
有価証券	0	0	0	0	0
債権（貸付金）	17,548,617,226	19,351,287,728	17,918,985,306	16,923,911,913	15,386,006,562
その他	0	0	0	0	0
合計	22,271,070,824	20,897,706,059	19,837,760,850	19,198,836,956	18,964,402,919

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		23,945,406,791	22,271,070,824	20,897,706,059	19,837,760,850	19,198,836,956
積立額	新規・追加積立	0	0	0	0	0
	うち県費	0	0	0	0	0
	うち国庫支出金	0	0	0	0	0
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	122,365,201	124,928,926	125,583,048	112,578,226	96,601,375
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	積立額計	122,365,201	124,928,926	125,583,048	112,578,226	96,601,375
取崩額	事業費等	364,000,000	364,000,000	361,000,000	330,000,000	0
	その他	1,432,701,168	1,134,293,691	824,528,257	421,502,120	331,035,412
	取崩額計	1,796,701,168	1,498,293,691	1,185,528,257	751,502,120	331,035,412
当年度末残高		22,271,070,824	20,897,706,059	19,837,760,850	19,198,836,956	18,964,402,919

(注)取崩額のうち「その他」は、過去に大規模な資金需要があった際に、特別に県の一般会計から基金に積立として市町村に貸付けたものに係る償還元金である。

(4) 基金の運用状況（平成 22 年度）

種目（銘柄）	運用金額（円）	利率	預入期間
譲渡性預金	2,274,925,043	0.10%	H22.3.26～H22.9.30
譲渡性預金	2,276,099,756	0.05%	H22.9.30～H23.3.28
大口定期	299,491,139	0.06%	H22.10.25～H23.3.28

(5) 基金の取崩状況

① 事業名及び事業内容

事業名	事業内容
A 合併市町村支援交付金	合併した市町村に対して、交付金を交付

① 各事業の費用実績

（単位：千円）

事業名	事業費				
	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 合併市町村支援交付金	793,800	763,800	705,700	481,700	316,200
（うち、一般会計より支出）	(429,800)	(399,800)	(344,700)	(151,700)	(316,200)
（うち、当基金より支出）	(364,000)	(364,000)	(361,000)	(330,000)	(—)
合計	793,800	763,800	705,700	481,700	316,200

（注）「一般会計より支出」は、一般会計から直接支出しているため、基金の取崩しに該当しない。

(6) 貸付けの状況

(単位：円)

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 前年度末貸付残高	19,269,983,143	17,548,617,226	19,351,287,728	17,918,985,306	16,923,911,913
B 当年度貸付額	1,839,200,000	4,751,700,000	1,199,900,000	1,483,600,000	1,866,900,000
C 償還額 (b+e)	3,560,565,917	2,949,029,498	2,632,202,422	2,478,673,393	3,404,805,351
a 償還期限到来額調定額	3,250,565,330	2,860,410,320	2,330,436,436	1,859,463,776	2,804,380,353
b 同上収入済額	3,250,565,330	2,860,410,320	2,330,436,436	1,859,463,776	2,664,399,589
c 同上未納額	0	0	0	0	139,980,764
d 同上収入率 (b/a)	1.00	1.00	1.00	1.00	0.95
e 繰上償還額	310,000,587	88,619,178	301,765,986	619,209,617	740,405,762
D 当年度末貸付残高 (A+B-C)	17,548,617,226	19,351,287,728	17,918,985,306	16,923,911,913	15,386,006,562

① 一般事業

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 前年度末貸付残高	2,717,966,082	2,683,049,847	2,703,518,154	2,269,707,615	1,782,835,294
B 当年度貸付額	600,000,000	547,800,000	54,300,000	37,100,000	0
C 償還額 (b+e)	634,916,235	527,331,693	488,110,539	523,972,321	383,378,780
a 償還期限到来額調定額	634,916,235	527,331,693	488,110,539	465,858,397	366,538,917
b 同上収入済額	634,916,235	527,331,693	488,110,539	465,858,397	337,091,190
c 同上未納額	0	0	0	0	29,447,727
d 同上収入率 (b/a)	1.00	1.00	1.00	1.00	0.92
e 繰上償還額	0	0	0	58,113,924	46,287,590
D 当年度末貸付残高 (A+B-C)	2,683,049,847	2,703,518,154	2,269,707,615	1,782,835,294	1,399,456,514

② 特別事業

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 前年度末貸付残高	9,125,704,509	9,245,386,227	9,370,505,225	9,550,590,894	8,815,793,029
B 当年度貸付額	1,212,300,000	1,197,600,000	1,133,000,000	330,800,000	284,600,000
C 償還額 (b+e)	1,092,618,282	1,072,481,002	952,914,331	1,065,597,865	1,307,600,459
a 償還期限到来額調定額	1,092,618,282	1,066,519,849	946,672,678	985,230,660	996,553,151
b 同上収入済額	1,092,618,282	1,066,519,849	946,672,678	985,230,660	983,548,011
c 同上未納額	0	0	0	0	13,005,140
d 同上収入率 (b/a)	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99
e 繰上償還額	0	5,961,153	6,241,653	80,367,205	324,052,448
D 当年度末貸付残高 (A+B-C)	9,245,386,227	9,370,505,225	9,550,590,894	8,815,793,029	7,792,792,570

③ 準過疎地域振興事業

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 前年度末貸付残高	1,239,339,392	973,593,630	720,962,806	537,027,946	409,050,129
B 当年度貸付額	26,900,000	6,300,000	12,600,000	2,800,000	0
C 償還額 (b+e)	292,645,762	258,930,824	196,534,860	130,777,817	108,523,993
a 償還期限到来額調定額	292,645,762	246,442,785	181,690,647	130,777,817	106,474,269
b 同上収入済額	292,645,762	246,442,785	181,690,647	130,777,817	106,474,269
c 同上未納額	0	0	0	0	0
d 同上収入率 (b/a)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
e 繰上償還額	0	12,488,039	14,844,213	0	2,049,724
D 当年度末貸付残高 (A+B-C)	973,593,630	720,962,806	537,027,946	409,050,129	300,526,136

④ 特定市町村緊急財政健全化事業

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 前年度末貸付残高	0	0	3,000,000,000	3,000,000,000	3,000,000,000
B 当年度貸付額	0	3,000,000,000	0	0	0
C 償還額 (b+e)	0	0	0	0	0
a 償還期限到来額調定額	0	0	0	0	0
b 同上収入済額	0	0	0	0	0
c 同上未納額	0	0	0	0	0
d 同上収入率 (b/a)	—	—	—	—	—
e 繰上償還額	0	0	0	0	0
D 当年度末貸付残高 (A+B-C)	0	3,000,000,000	3,000,000,000	3,000,000,000	3,000,000,000

⑤ 公債費負担軽減事業

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 前年度末貸付残高	0	0	0	0	212,900,000
B 当年度貸付額	0	0	0	212,900,000	982,300,000
C 償還額 (b+e)	0	0	0	0	21,566,576
a 償還期限到来額調定額	0	0	0	0	31,817,229
b 同上収入済額	0	0	0	0	21,566,576
c 同上未納額	0	0	0	0	10,250,653
d 同上収入率 (b/a)	—	—	—	—	0.68
e 繰上償還額	0	0	0	0	0
D 当年度末貸付残高 (A+B-C)	0	0	0	212,900,000	1,173,633,424

⑥ 公社等経営健全化事業

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 前年度末貸付残高	0	0	0	0	900,000,000
B 当年度貸付額	0	0	0	900,000,000	600,000,000
C 償還額 (b+e)	0	0	0	0	0
a 償還期限到来額調定額	0	0	0	0	0
b 同上収入済額	0	0	0	0	0
c 同上未納額	0	0	0	0	0
d 同上収入率 (b/a)	—	—	—	—	—
e 繰上償還額	0	0	0	0	0
D 当年度末貸付残高 (A+B-C)	0	0	0	900,000,000	1,500,000,000

(注)平成 18 年度～22 年度の期間に新規貸付けがある事業のみを記載し、償還のみを行っている事業の記載は省略しているため、①～⑥の合計と総額は一致しない。

(7) 基金の監査結果

基金の管理及び処分等に関して、関連する法令、規則、規程等に基づいて適切に実施されているか、また、経済性・有効性・効率性の観点から妥当なものであるかについて検討を行った。

特に、以下の貸出金の実行又は繰上償還に係る取引に関しては、関連帳票を確認して個別に内容を検討した。これらの手続を実施した結果、基金は設置目的に従って管理運用されており、特に指摘すべき事項はなかった。

年度	事業名	取引先自治体	取引内容	当基金増減額(千円)	摘要
平成 19 年	特定市町村緊急財政健全化事業	本宮市	貸付実行	3,000,000	工業用地資産運用事業出資事業
平成 22 年	公社当経営健全化事業	須賀川市	貸付実行	600,000	須賀川テクニカルリサーチガーデン整備
平成 22 年	振興基金財務処理適正化枠借換事業	泉崎村	貸付実行	950,000	—
平成 22 年	公債費負担軽減事業	泉崎村	既存貸付繰上償還	950,000	—

12. 難視聴地域解消基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	企画調整部企画調整課長
2 設置目的	テレビジョン放送の受信が困難である地域を解消するための事業を行う放送事業者に対し当該事業に必要な資金を貸し付けるための資金に充てるために設置する
3 基金設置時等の財源	県拠出 50%、福島テレビ株式会社寄附 50%
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県難視聴地域解消基金条例
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	昭和 44 年 4 月 1 日 150,000 千円

難視聴地域解消基金は、テレビジョン放送の受信困難地域を解消するための事業を行う放送事業者（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する放送事業者をいう。）に対して、当該事業に必要な資金を貸し付けるための原資として設置された定額運用基金である。他の基金と異なり、基金残高の 50% の 75 百万円は、民間企業である福島テレビ株式会社の寄附により積み立てられている。

当基金の目的となる事業は、テレビ局の難視聴区域解消のための中継局設置に係る設備投資資金の貸出しであり、現在の貸出条件は償還期間 4 年、金利 1.0% である。基金の残高は昭和 45 年の当初設置以来 150 百万円であり、平成 9 年度に 130 百万円の貸付けを実行したのが過去最大の事業実施額であった。直近の貸付実行は平成 18 年度の 2 百万円であり、それ以後は新規貸付けがなく、平成 22 年度末において貸付金残高はゼロとなり、全額預金運用（出納一括運用）となった。

過去において、この基金により資金調達を行ったテレビジョン放送会社は、寄附者である福島テレビ株式会社のみである。なお、この基金は「テレビジョン放送の受信困難地域を解消するための事業」が対象のため、デジタル放送の難視聴地域解消事業も貸出対象となる。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	107,464,307	131,540,543	144,956,833	149,326,689	150,000,000
有価証券	0	0	0	0	0
債権（貸付金）	42,535,693	18,459,457	5,043,167	673,311	0
その他	0	0	0	0	0
合計	150,000,000	150,000,000	150,000,000	150,000,000	150,000,000

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		150,000,000	150,000,000	150,000,000	150,000,000	150,000,000
積立額	新規・追加積立て	0	0	0	0	0
	うち県費	0	0	0	0	0
	うち国庫支出金	0	0	0	0	0
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	0	0	0	0	0
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	積立額計	0	0	0	0	0
取崩額	事業費等	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	0	0	0	0	0
当年度末残高		150,000,000	150,000,000	150,000,000	150,000,000	150,000,000

(注) 定額運用基金のため、事業を実施しても基金の資金を用いて貸付けが実行されるのみであり、取崩しは行われず。また、当基金の運用で生じる収益（預金の運用利息及び貸付けによる償還利息）は全額一般財源化することが、当基金に係る条例で定められているため、基金積立てには充当していない。

(4) 基金の運用状況（平成22年度）

種目（銘柄）	運用金額（円）	利率	預入期間
譲渡性預金	150,000,000	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
		0.05%	H22.9.30～H23.3.31

(5) 貸付けの状況

（単位：円）

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
A 前年度末貸付残高	68,858,983	42,535,693	18,459,457	5,043,167	673,311
B 当年度貸付額	2,000,000	0	0	0	0
C 償還額（b+e）	28,323,290	24,076,236	13,416,290	4,369,856	673,311
a 償還期限到来額調定額	28,323,290	24,076,236	13,416,290	4,369,856	673,311
b 同上収入済額	28,323,290	24,076,236	13,416,290	4,369,856	673,311
c 同上未納額	0	0	0	0	0
d 同上収入率（b/a）	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
e 繰上償還額	0	0	0	0	0
D 当年度末貸付残高 （A+B-C）	42,535,693	18,459,457	5,043,167	673,311	0

(6) 基金の監査結果（意見）

これまで当基金により資金調達を行ったのは、寄附者である福島テレビ株式会社のみであるが、基金設置事業の主体は福島県であり、県内の難視聴地域解消のための事業であれば、他社を含めて広く基金の利用が図られるように努力すべきである。

当基金は「テレビジョン放送の受信困難地域を解消するための事業」が対象であり、デジタル放送の難視聴地域解消事業も貸出対象となるため、平成24年4月1日からの福島県内のテレビ局のデジタル放送移行後は、デジタル放送に係る難視聴地域を減少させるために、当基金の利用促進を図るべきと考える。

なお、現在の基金残高 150 百万円で難視聴地域の解消に係る資金として不十分ではないかと質問したところ、現在は次のような状況にあり、十分であるとの回答があった。

平成 22 年 3 月 31 日に発表した「福島県域における地上デジタルテレビ放送推進のための行動計画」において、中継局ロードマップに掲げられた中継局の整備は平成 22 年度末に完了している。今後、設置が検討されている中継局は 7 箇所であり、国等の補助を活用した場合の放送事業者の負担額は総額で 7 千万円弱であり、現在の基金残高の範囲内に収まる見込みである。

当基金に係るこのような状況により、基金額を 2 千万円圧縮して 1 億 3 千万円とするとともに、利用促進のために金利を大幅に引き下げるべく、平成 23 年度において条例改正を予定しているとのことである。

条例改正を機に当基金の活用を図り、中継局の整備を推進することにより、当基金の事業目的である受信困難地域を解消するための事業（デジタル放送の難視聴地域解消）を進めていくべきと考える。

13. 発電用施設周辺地域振興基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	企画調整部企画調整課長
2 設置目的	発電の用に供する施設の設置の必要性に関する知識の普及、発電用施設周辺地域整備法第七条の規定に基づく交付金の交付を受けて整備した公共用施設の運営及び次に掲げる措置（注）又は事業に要する資金の積立てのために設置する
3 基金設置時等の財源	国補助金利用による積立て 国負担 100% 【経済産業省】
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県発電用施設周辺地域振興基金条例 （昭和 56 年 10 月 13 日福島県条例第 44 号） （改正：平成 23 年 12 月 28 日福島県条例第 96 号）
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	昭和 56 年 10 月 13 日 400,000 千円

（注）次の措置が対象となる。

- ①原子力、地熱、火力の発電施設から排出される温水、蒸気の有効利用のための施設整備運営
- ②発電施設が設置され又は隣接する市町村等（以下「立地市町村等」）の振興計画作成に係る措置
- ③立地市町村等の医療機関整備運営又は住民福祉向上のための措置
- ④立地市町村等への企業の導入又は産業の活性化
- ⑤原子力発電施設の立地市町村等において原子力立地給付金事業を行う者に対する当該給付金の交付のための措置
- ⑥立地市町村等の環境の保全
- ⑦立地市町村等の教育・スポーツ及び文化の振興

発電用施設周辺地域振興基金は、発電用施設の設置の必要性に関する知識の普及、発電用施設周辺地域整備法第七条の規定に基づく交付金の交付を受

けて整備した公共用施設の運営及び上表の（注）に掲げる措置又は事業に要する資金を積み立てるために設置された積立基金である。資金の原資は、経済産業省からの電源立地地域対策交付金である。

直近5年間（平成18年度～22年度）での基金の積立総額が、運用利息を除いて7,625百万円あるのに対して、同期間の事業費取崩額は5,590百万円にとどまる。結果として、当基金の残高は平成17年度末から5年間で2,057百万円増加した。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	985,842,127	2,315,317,240	3,308,046,835	2,850,919,590	3,136,949,937
有価証券	0	0	0	0	0
債権（貸付金）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	985,842,127	2,315,317,240	3,308,046,835	2,850,919,590	3,136,949,937

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		1,079,587,068	985,842,127	2,315,317,240	3,308,046,835	2,850,919,590
積立額	新規・追加積立て	822,441,000	2,079,039,055	1,625,110,984	1,512,203,700	1,586,784,705
	うち県費	0	0	0	0	0
	うち国庫支出金	822,441,000	2,079,039,055	1,625,110,984	1,512,203,700	1,586,784,705
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	2,298,597	3,225,562	8,992,144	6,008,476	2,140,498
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	積立額計	824,739,597	2,082,264,617	1,634,103,128	1,518,212,176	1,588,925,203
取崩額	事業費等	918,484,538	752,789,504	641,373,533	1,975,339,421	1,302,894,856
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	918,484,538	752,789,504	641,373,533	1,975,339,421	1,302,894,856
当年度末残高		985,842,127	2,315,317,240	3,308,046,835	2,850,919,590	3,136,949,937

(4) 基金の運用状況（平成 22 年度）

種目（銘柄）	運用金額（円）	利率	預入期間
譲渡性預金	2,850,919,590	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
譲渡性預金	2,852,348,955	0.05%	H22.9.30～H23.3.31

(5) 基金の取崩状況

① 事業名及び事業内容

事業名		事業内容
A	いわき四倉中核工業団地整備事業（～H18 終了）	工業団地の機能を高め、企業の立地促進を図るため、いわき四倉中核工業団地における関連公共施設の整備を支援するための基金を造成する。
B	電源地域振興・産業基盤整備支援事業（～H19 終了）	福島県電源地域振興財団を通じて相双地域の市町村等が行う企業導入・産業振興の基盤となる広域観光拠点の整備を支援するための基金を造成する。
C	県道広野小高線整備事業（H18～）	双葉郡広野町から南相馬市小高区の海岸部を南北に結ぶ広野小高線（浜街道）（H8 年 3 月に一般県道昇格）を整備するための基金を造成する。（注 2）
D	サッカーによる国際人材育成支援事業（H17～H20）	日本サッカー協会（JFA）との共同事業として行う「国際人材育成を目指した人材育成プログラム」を推進するため、Jヴィレッジの立地町等が行う基盤整備を支援するための基金を造成する。
E	アクアマリン子ども体験館（仮称）整備事業（H19～H21）	「ふくしま海洋科学館」の環境教育機能の充実を図るため、参加体験型展示ゾーンの「アクアマリン子ども体験館（仮称）」を整備するための基金を造成する。
F	県有施設耐震改修事業（H19～）	耐震診断により耐震強化が必要と診断された県有施設及び教育庁所管学校施設の耐震整備を行うための基金を造成する。
G	種苗生産研究用揚水施設等整備事業（H20～H21）	浜通り地方の水産業の振興を図ることを目的に、種苗生産技術の高度化のための試験研究に不可欠な揚水関連施設を整備するための基金を造成する。

事業名		事業内容
H	戦略的企業誘致補助金 (H20～)	活力ある「ふくしま」であり続けるために必要不可欠な産業基盤の強化と就業機会の確保を図るため、将来性と成長性のある特定業種を対象に、立地時の初期投資額の一部を補助するための基金を造成する。
I	相双地域資源活性化事業 (H21～)	福島県電源地域振興財団を通じて相双地域の市町村等が地域間の多様な交流促進を図る施設整備を支援するための基金を造成する。
J	県有施設維持補修事業 (H21～)	老朽化等により機能低下が進む県有施設の機能維持を図るための基金を造成する。
K	地域医療環境整備事業 (H21～)	相双医療圏及び会津・南会津医療圏に係る地域医療再生計画及び同計画と一体的に作成された計画に基づく事業のうち、高度医療機器等の整備を行うための基金を造成する。
L	県道小野富岡線整備事業 (H22～)	電源供給の双葉郡と中通りを結ぶ重要な基幹道路である県道小野富岡線を整備するための基金を造成する。

(注) 1. 当基金は基金充当事業が多岐にわたっているのが特長である。

2. 道路整備事業は、相双地域を主とする浜通り地域への企業導入推進及び産業活性化を図るための産業基盤整備を目的とするものであり、公共用施設の措置（④立地市町村等への企業の導入その他の立地市町村等の産業活性化に資する措置）に該当する。

② 各事業の費用実績

(単位:千円)

事業名		事業費				
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A	いわき四倉中核工業団地整備事業	54,693,538	—	—	—	—
B	電源地域振興・産業基盤整備支援事業	—	120,220,504	—	—	—
C	県道広野小高線整備事業	—	—	160,000,000	781,550,000	215,000,000
D	サッカーによる国際人材育成支援事業	863,791,000	632,569,000	152,383,269	—	—
E	アクアマリン子ども体験館 (仮称) 整備事業	—	—	30,174,000	646,409,774	—
F	県有施設耐震改修事業	—	—	298,816,264	305,906,850	368,064,930

事業名		事業費				
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
G	種苗生産研究用揚水施設等整備事業	—	—	—	41,109,533	—
H	戦略的企業誘致補助金	—	—	—	200,363,264	—
I	相双地域資源活性化事業	—	—	—	—	124,493,401
J	県有施設維持補修事業	—	—	—	—	307,056,525
K	地域医療環境整備事業	—	—	—	—	288,280,000
L	県道小野富岡線整備事業	—	—	—	—	—
合計		918,484,538	752,789,504	641,373,533	1,975,339,421	1,302,894,856

(6) 基金の監査結果（意見）

基金の管理に関して、関連する法令、規則、規程等に基づいて適切に実施されているか、また、経済性・有効性・効率性の観点から妥当なものであるかについて検討した。

当基金は、発電の用に供する施設の設置の必要性に関する知識の普及、発電用施設周辺地域整備法第七条の規定に基づく交付金の交付を受けて整備した公共用施設の運営及び措置又は事業に要する資金を積み立てるために設置された基金である。

当基金の繰入れ状況と実施事業の内容及び基金残高の運用状況等について検討した結果、資金残高 3,136 百万円は全額一括運用の定期預金等で運用されており、基金を取り崩して資金を充当している実施事業に関しても、設置目的に従って管理運用されており、その点では問題はない。

しかしながら、直近 5 年間（平成 18 年度～22 年度）での基金の積立総額が、運用利息を除いて 7,625 百万円あるのに対して、同期間の事業費取崩額は 5,590 百万円にとどまる。結果として、当基金の残高は平成 17 年度末からの 5 年間で 2,057 百万円増加している。特に平成 19 年度及び 20 年度において、それぞれ積立額が 2,079 百万円及び 1,625 百万円であるのに対して、同期間の取崩額が 752 百万円及び 641 百万円にとどまる。

基金目的に沿った事業への早期支出を図ることが、基金の効果的な使用であり、住民サービスの向上につながるものであるため、早期の事業実施が望まれる。

14. 県民活動支援基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	企画調整部文化スポーツ局文化振興課長
2 設置目的	地域の諸課題の解決に向けた県民の自主的な活動を支援するために実施する事業に要する資金の積立てのために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 国交付金による積立て 【内閣府】
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県県民活動支援基金条例
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	平成23年3月31日 159,000千円

県民活動支援基金は、地域の諸課題の解決に向けた県民の自主的な活動を支援するために実施する事業の原資として、平成23年3月31日に、159百万円の資金をもって設置された積立基金である。

当基金は平成22年度末に新たに設置された基金であり、今後、平成23年度及び平成24年度において各種事業の実施により、平成23年度は75百万円、平成24年度は83百万円の取崩しを予定している。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	0	0	0	0	159,000,000
有価証券	0	0	0	0	0
債権（貸付金）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	159,000,000

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		0	0	0	0	0
積立額	新規・追加積立て	0	0	0	0	159,000,000
	うち県費	0	0	0	0	0
	うち国庫支出金	0	0	0	0	159,000,000
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	0	0	0	0	0
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	積立額計	0	0	0	0	159,000,000
取崩額	事業費等	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	0	0	0	0	0
当年度末残高		0	0	0	0	159,000,000

(4) 基金の運用状況（平成22年度）

当基金は平成23年3月31日に設置されたため、平成22年度中における運用実績はない。

(5) 基金の監査結果

基金の管理に関して、関連する法令、規則、規程等に基づいて適切に実施されているか、また、経済性・有効性・効率性の観点から妥当なものであるかについて検討した。

当基金は平成23年3月末に新たに設置された基金であり、期末の資金残高は全額定期預金で運用されており、今後の事業実施計画などから、特に指摘すべき事項はなかった。

15. 企業立地資金貸付基金

(1) 基金の概要

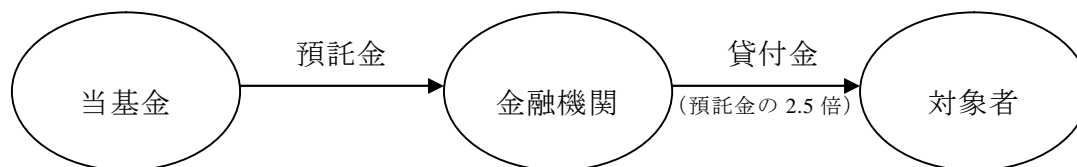
1 基金管理権者	商工労働部商工総務課長
2 設置目的	発電用施設の周辺地域の住民が通常通勤することができる地域における企業立地の促進を図るための資金の貸付けを行うために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 国交付金による積立て 【通商産業省（現経済産業省）】
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県企業立地資金貸付基金条例 福島県企業立地資金貸付要綱
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	昭和 57 年 12 月 21 日 200,000 千円

企業立地資金貸付基金は、発電用施設（発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設をいう。）の周辺地域（当該発電用施設が設置されている市町村及びこれに隣接する市町村の区域をいう。）の住民が通常通勤することができる地域（以下「事業地域」という。）において、企業立地の促進を図るための資金の貸付けを行うための原資として設置された定額運用基金である。

財源は全額経済産業省からの交付金であり、昭和 57 年の設置当初の積立額は 200 百万だったが、その後平成 4 年まで基金の積増しがあり、平成 23 年 3 月 31 日の残高は 4,408 百万円である。このうち、貸付金の残高は 1,158 百万円であり、3,250 百万円は預金で他の基金と一緒に一括運用している。

当基金は、事業地域内での中小企業の設備投資額に対して、基金から金融機関へ資金を預託し、金融機関は預託された金額の 2.5 倍の金額を対象者に融資する。融資条件は以下のとおりである。

<資金の流れ>



<融資条件>

項 目	内 容	摘 要
融資対象企業	1 県内の工場適地、工業団地、農工 地区等へ新たに立地する企業もし くは増設又は移転をする企業 2 以下の事業を営む企業 ア)製造業、道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業、卸売業 イ)特定 16 業種 ウ)原則として中小企業基本法第 2 条 に規定する中小企業を優先（注 1） エ)原則として新規雇用人員 5 名以上 かつ新規雇用人員のうち電源地域 （県内 51 市町村が該当）の住民を 2 割以上確保する予定のある企業	特定 16 業種 (1)自然科学研究所 (2)情報処理サービス業 (3)機械設計業 (4)ソフトウェア業 (5)エンジニアリング業 (6)デザイン業 (7)情報提供サービス業 (8)広告代理業 (9)ディスプレイ業 (10)経営コンサルタント業 (11)機械修理業 (12)非破壊検査業 (13)産業用設備洗浄業 (14)総合リース業 (15)産業用機械器具賃貸業 (16)事務用機械器具賃貸業
融資対象事業	1 機械、設備の取得費 2 工場等（構築物を含む）の建設費 3 工場等の用地の取得及び造成費	—
貸 付 期 間	15 年以内	—
金 利	固定：年 1.9%	変動金利選択の場合、原則と

項 目	内 容	摘 要
	変動：年 1.2%	して年 2 回の見直しあり
融 資 限 度 額	1 企業 5 億円、かつ、融資対象事業費の 70%以内	知事が必要と認めた場合は 10 億円を限度とする
担 保、 保 証 人	金融機関の所定の取扱による	—
返 済 方 法	2 年据置 13 年元金均等年賦払	—

(注) 1. 中小企業基本法第 2 条第 1 項に定める以下のもの（従業員数又は資本金・出資金の額）

製造業・その他の業種：300 人以下又は 3 億円以下

卸売業：100 人以下又は 1 億円以下

小売業：50 人以下又は 5,000 万円以下

サービス業：100 人以下又は 5,000 万円以下

2. 上表の貸付条件は「福島県企業立地資金貸付要綱」から抜粋したものである

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	3,756,626,438	3,691,931,340	3,294,412,248	3,194,838,944	3,250,591,341
有価証券	0	0	0	0	0
債権（貸付金）	604,447,560	685,305,672	1,099,961,784	1,208,268,896	1,158,250,000
その他	0	0	0	0	0
合計	4,361,073,998	4,377,237,012	4,394,374,032	4,403,107,840	4,408,841,341

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		4,355,173,141	4,361,073,998	4,377,237,012	4,394,374,032	4,403,107,840
積立額	新規・追加積立て	0	0	0	0	0
	うち県費	0	0	0	0	0
	うち国庫支出金	0	0	0	0	0
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	5,900,857	16,163,014	17,137,020	8,733,808	5,733,501
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	積立額計	5,900,857	16,163,014	17,137,020	8,733,808	5,733,501
取崩額	事業費等	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	0	0	0	0	0
当年度末残高		4,361,073,998	4,377,237,012	4,394,374,032	4,403,107,840	4,408,841,341

(4) 基金の運用状況（平成22年度）

種目（銘柄）	運用金額（円）	利率	預入期間
譲渡性預金	294,838,944	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
譲渡性預金	100,000,000	0.088%	H22.3.31～H22.9.30
譲渡性預金	100,007,232	0.088%	H22.4.30～H22.6.30
譲渡性預金	20,000,000	0.088%	H22.4.30～H22.9.30
譲渡性預金	34,400,000	0.075%	H22.6.30～H22.7.30
譲渡性預金	66,941,939	0.075%	H22.6.30～H22.9.30
譲渡性預金	49,697,433	0.075%	H22.8.31～H22.9.30
大口定期	2,700,000,000	0.20%	H22.3.31～H22.9.30
譲渡性預金	100,000,000	0.05%	H22.9.30～H22.12.28

種目（銘柄）	運用金額（円）	利率	預入期間
譲渡性預金	302,236,630	0.05%	H22.9.30～H23.3.31
スーパー定期	7,000,000	0.03%	H22.11.30～H23.3.31
譲渡性預金	22,000,000	0.05%	H23.1.31～H23.3.31
スーパー定期	6,450,000	0.03%	H22.11.1～H23.3.31
大口定期	108,901,187	0.08%	H22.12.28～H23.3.31
大口定期	1,200,000	0.08%	H23.1.4～H23.3.31
大口定期	2,700,000,000	0.20%	H22.9.30～H23.3.31

(5) 貸付けの状況

(単位：円)

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 前年度末貸付残高	440,548,448	604,447,560	685,305,672	1,099,961,784	1,208,268,896
B 当年度貸付額	272,284,000	196,400,000	507,800,000	283,800,000	124,400,000
C 償還額 (b+e)	108,384,888	115,541,888	93,143,888	175,492,888	174,418,896
a 償還期限到来額調定額	75,984,888	103,041,888	86,543,888	140,296,888	174,418,896
b 同上収入済額	75,984,888	103,041,888	86,543,888	140,296,888	174,418,896
c 同上未納額	0	0	0	0	0
d 同上収入率 (b/a)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
e 繰上償還額	32,400,000	12,500,000	6,600,000	35,196,000	0
D 当年度末貸付残高 (A+B-C)	604,447,560	685,305,672	1,099,961,784	1,208,268,896	1,158,250,000

(6) 基金の監査結果（意見）

当基金は、発電用施設の事業地域において企業立地の促進を図るための資金の貸付けを行うための原資として昭和 57 年に設置され、ピーク時の平成 4 年には基金残高 4,219 百万円のうち貸付金残高が 3,652 百万円あった。その後、基金残高は運用利息の積立てにより 4,408 百万円まで増加したが、貸付金は 1,158 百万円まで減少している。

平成 17 年の最少残高 440 百万円に比べれば、貸付金は増加しているものの、平成 22 年度末の貸付金残高は 19 社、25 件、1,158 百万円である。平成 22 年度末の貸付件数は、当該件数の記録が提示された中で最も多い平成 9 年度

末の108件（1,665百万円）の17.6%にすぎない。

現在の福島県の事業環境においては、当基金に基づく貸出制度の推進は優先順位としては後順位にならざるを得ないと考えるが、当基金による制度融資の利用促進のための現在の推進活動は、金融機関に依存した間接的なものが中心であり、非常に弱いものと感じられる。また、制度融資を利用する事業者も再利用が多いということであり、新規利用者への案内のパンフレット「福島県企業立地資金貸付制度への御案内」も、最終版は平成21年3月のものであり、利用促進に向けての積極的なPRが望まれるところである。

福島県のホームページ内の「福島県企業立地ガイド」に制度の概要に係る表が掲示され、また、添付資料として申込みに関する書類も掲示されているが、申込手続の流れに関する説明は特にない。例えば、利用促進策の一つとして、申込手続の概要が一覧してわかるような図表を作成し、ホームページに掲示するとともに、取扱金融機関や商工会議所などにも案内文書等を配布することが考えられる。

この投融資制度に関する信用リスクは金融機関が負担するものであり、金融機関側から積極的に制度利用を進める誘因は乏しい。この点からも、県としての制度利用促進策を積極的に推進していくべきである。

なお、平成22年度末の融資対象先は19社であるが、利用促進を図る際は、当該制度の利用者が特定の中小企業者に偏らないように、広く利用を周知することが望ましい。

16. ふるさと雇用再生特別基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	商工労働部商工総務課長
2 設置目的	雇用に関する状況の急激な変化に対応し、地域の求職者を地域の特性を生かした創意工夫により雇い入れるために実施する雇用創出効果の高い事業に要する資金の積立てのために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 国交付金による積立て 【厚生労働省】
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県ふるさと雇用再生特別基金条例 福島県ふるさと雇用再生特別基金事業（県実施事業）実施要領 福島県ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金交付要綱
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	平成 21 年 3 月 13 日 5,970,000 千円

ふるさと雇用再生特別基金は、平成 20 年秋以後の急激な雇用情勢の悪化に対応し、地域の求職者を地域の特性を生かした創意工夫により雇用するために実施する雇用創出効果の高い事業に要する資金の原資として、設置された。当基金は、平成 21 年 3 月に厚生労働省から交付された「ふるさと雇用再生特別交付金」の 5,970 百万円の資金が、全額繰り入れられた積立基金である。

当基金は、厚生労働省が定めた「ふるさと雇用再生特別基金事業」に係る事業経費の支出のための資金であり、当該事業は平成 21 年度から 23 年度の 3 年間で完了する。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	0	0	5,969,947,650	4,377,422,994	2,258,572,027
有価証券	0	0	0	0	0
債権（貸付金）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	5,969,947,650	4,377,422,994	2,258,572,027

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		0	0	0	5,969,947,650	4,377,422,994
積立額	新規・追加積立て	0	0	5,970,000,000	0	0
	うち県費	0	0	0	0	0
	うち国庫支出金	0	0	5,970,000,000	0	0
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	0	0	0	7,468,188	1,251,673
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
積立額計		0	0	5,970,000,000	7,468,188	1,251,673
取崩額	事業費等	0	0	52,350	1,599,992,844	2,120,102,640
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	0	0	52,350	1,599,992,844	2,120,102,640
当年度末残高		0	0	5,969,947,650	4,377,422,994	2,258,572,027

(4) 基金の運用状況（平成 22 年度）

種目（銘柄）	運用金額（円）	利率	預入期間
譲渡性預金	1,396,915,838	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
譲渡性預金	400,007,156	0.08%	H22.5.31～H22.9.30
譲渡性預金	1,797,726,467	0.05%	H22.9.30～H23.3.31

(5) 基金の取崩状況

① 事業名及び事業内容

事業名		事業内容
A	ふるさと雇用再生特別基金事業	国からの交付金を活用することにより、県及び市町村の創意工夫に基づいた事業を実施し、地域の雇用機会の創出を図る。

② 各事業の費用実績

（単位：千円）

事業名		事業費				
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A	ふるさと雇用再生特別基金事業	—	—	52	1,599,992	2,120,102
合計		—	—	52	1,599,992	2,120,102

(6) 基金の監査結果（指摘）

① 出納整理期間中の資金移動（指摘）

基金の管理状況を確認するため、平成 22 年度末の当基金残高について、基金台帳と基金の現金出納帳及び預金通帳を相互に照合した結果、出納整理期間（4 月 1 日から 5 月 31 日）の基金と一般会計との間の資金の繰出し及び繰

入れに関して、次のような問題があった。

平成 23 年 4 月 1 日に当基金から一般会計に、総額 2,036,094,000 円の繰出しを行っており、この内訳は平成 22 年度分が 19,125,290 円、平成 23 年度分が 2,016,968,710 円である。基金台帳には 2 段書きでその旨が記載されている。

しかしながら、当基金の資金を預け入れている預金の通帳上の資金移動は 1 回、2,036,094,000 円の払出しのみである。さらに、一般会計への繰出しに係る依頼文書である「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」の上では、平成 22 年度分の資金移動 19,125,290 円に係る記載はなく、平成 23 年度分の支出として 2,036,094,000 円と記載されている。また、現金・預金の動きを記帳した現金出納帳では年度の記載がなく、単に「一般会計へ繰出」として 2,036,094,000 円の記載があるだけである。

出納整理期間の資金移動において、対象とする繰出しの執行年度が異なるのであれば、当然に「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」の上でそれぞれの会計年度を明記するとともに、通帳からの資金移動の際も、区分して払出しを行うべきである。なお、「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」は、資金移動に係る決裁及び承認文書であり、当該文書と実際の資金移動対象年度が異なることは、内部統制上、重要な問題であると考えられる。出納整理期間中の資金移動は誤謬等ごびゅうのリスクが高いため、今後はこのようなことが発生しないように、十分な再発防止策を検討すべきであると考えられる。

② 基金台帳及び基金現況報告書等への記載方法（意見）

前述の出納整理期間の調整後の平成 22 年度末の基金残高について、基金台帳で確認しようとしたが、以下の表に示したとおり、平成 22 年度末の基金残高に一致する残高の記載がない。これは、基金台帳では平成 22 年度の基金残高を確定せずに、出納整理期間の資金移動が、移動日ごとに記載されているためである。

期末の基金残高を明示する帳票としては、福島県財務規則第 163 条に定める基金現況報告書（第 104 号様式）、また、同規則第 164 条に定める基金運用状況調書（第 105 号様式）があり、それぞれ決算年度末現在高を記入する欄がある。これら 2 つの帳票の決算年度末現在高は、年度末時点での基金残高に一致しているが、いずれも年度末の残高が記載されているのみであり、基金台帳や現金出納帳と直接照合できる残高は記載されていない。

これらの帳票への記載は福島県財務規則に従ったものであり、その限りで

は問題はないが、出納整理期間中の資金移動は誤謬等のリスクが高く、後日、その取引内容もわかりにくいものである。自治体の会計処理は複式簿記に基づくものではないため、必ずしも帳簿間の整合性を求められるものではないものとする。

しかしながら、それぞれの帳票間の不一致の原因である出納整理期間の資金移動の総額が一覧できるようにすることが望ましいと考える。例えば、総務部財政課が所管する基金に関しては、基金現況報告書に備考欄を設けて、そこに出納整理期間の資金移動額を記載している。これは、財務規則に定める様式では求められていないものだが、担当者の上位職者や業務を引き継いだ者が取引内容を理解しやすくするためには、このような記載が望ましいものとする。

出納整理期間の取引は誤謬等の発生リスクが高いため、これらのリスクに対応するという内部統制の見地からは、このようなわかりやすい記帳が望まれる。すなわち、基金現況報告書又は基金運用状況調書に備考欄を設けるなどにより、出納整理期間の資金移動額を明記するということである。

<平成 22 年度末（平成 23 年 3 月 31 日）の当基金残高・・・ 2,258,572,027 円>

<基金台帳の記載>

(単位：円)

当初設定・現計		追加設定			取崩し		
設定	金額	設定	金額	摘要	設定	金額	摘要
H23.3.31	2,055,693,667						
H23.4.1	38,724,957				H23.4.1	2,016,968,710	一般会計へ繰出 H23 事業分
H23.4.1	19,599,667				H23.4.1	19,125,290	一般会計へ繰出 H22 事業分
H23.5.31	241,603,317	H23.5.31	222,003,650	基金へ繰入 H22 事業分残			

(注)当基金の期末残高は上表の H23.5.31 の当初設定・現計の 241,603,317 円に H23.4.1 の一般会計繰出額 2,016,968,710 円を加えた 2,258,572,027 円である。

< 現金出納帳の記載 >

(単位：円)

年月日	摘要	受高	払高	残高
H23.3.31				2,055,693,667
H23.4.1	一般会計へ繰出		2,036,094,000	19,599,667
H23.5.31	一般会計からの繰入	222,003,650		241,603,317

< 預金通帳（普通預金）の記載 >

(単位：円)

年月日	お支払金額	お預り金額	差引残高
H23.3.31			2,036,094,000
H23.4.1	2,036,094,000		0
H23.5.31		222,003,650	222,003,650

(注) 上記普通預金以外に H23.3.31 現在の定期預金残高が 19,599,667 円ある。

17. 緊急雇用創出基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	商工労働部商工総務課長 保健福祉部社会福祉課長
2 設置目的	雇用に関する状況の急激な変化に対応するために緊急に実施する雇用創出効果の高い事業に要する資金の積立てのために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 国交付金による積立て 【厚生労働省】
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県緊急雇用創出基金条例 福島県緊急雇用創出基金事業（県実施事業）実施要領 福島県緊急雇用創出基金事業費補助金交付要綱 福島県緊急雇用創出基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）補助金交付要綱
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	平成21年3月13日 3,520,000千円 平成22年3月31日 1,030,000千円

緊急雇用創出基金は、ふるさと雇用再生特別基金と同様に、平成20年秋以後の急激な雇用情勢の悪化に対応して設置された積立基金である。当基金は商工労働部所管の失業者対策に係る基金18,770百万円と、保健福祉部所管の住宅困窮者等に係る基金1,030百万円に分かれる。ただし、いずれも厚生労働省から交付された緊急雇用創出事業臨時特例交付金が全額繰り入れられたものである。

失業者対策に係る部分は、非正規労働者・中高年齢者等の失業者に対して、県や市町村が委託事業や直接雇用などにより短期の雇用機会を創出し、安定的な求職活動ができるような支援体制を整備するものである。これらの事業費が当基金から繰り出されることになり、期間は平成23年度までと予定されている。

住宅困窮者等に係る部分は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対

策拡充等支援事業分)に関する事業であり、住宅手当緊急特別措置事業、生活福祉資金相談体制整備事業、生活保護受給者就労支援事業などにより、住宅困窮者等への住宅及び就労機会確保の支援を行うものである。期間は平成22年度と平成23年度の2年間と予定されている。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	0	0	3,371,948,339	11,935,107,078	9,722,488,708
有価証券	0	0	0	0	0
債権(貸付金)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	0	0	3,371,948,339	11,935,107,078	9,722,488,708

(注)当基金の平成22年度末残高は、商工労働部が管理する残高9,202,240,917円と、保健福祉部が管理する残高520,247,791円との合計額である。

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高			0	0	3,371,948,339	11,935,107,078
積立額	新規・追加積立て	0	0	3,520,000,000	12,120,871,000	4,160,000,000
	うち県費	0	0	0	0	0
	うち国庫支出金	0	0	3,520,000,000	12,120,871,000	4,160,000,000
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	0	0	0	9,939,165	6,113,288
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	4,386,419
積立額計		0	0	3,520,000,000	12,130,810,165	4,170,499,707
取崩額	事業費等	0	0	148,051,661	3,567,651,426	6,383,118,077
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	0	0	148,051,661	3,567,651,426	6,383,118,077
当年度末残高		0	0	3,371,948,339	11,935,107,078	9,722,488,708

(4) 基金の運用状況（平成 22 年度）

種目（銘柄）	運用金額（円）	利率	預入期間
大口定期	2,200,000,000	0.08%	H22.3.31～H22.4.30
大口定期	1,230,000,000	0.20%	H22.3.31～H22.9.30
譲渡性預金	2,110,000,000	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
譲渡性預金	1,131,887,504	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
譲渡性預金	532,493,231	0.08%	H22.5.31～H22.9.30
譲渡性預金	597,200,000	0.05%	H22.9.30～H22.11.1
譲渡性預金	2,480,699,035	0.05%	H22.9.30～H23.3.31
大口定期	408,420,110	0.20%	H22.9.30～H23.3.31
大口定期	821,579,890	0.20%	H22.9.30～H23.3.31
大口定期	2,120,026,178	0.10%	H23.2.3～H23.3.31
譲渡性預金	1,030,871,000	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
譲渡性預金	1,030,871,000	0.05%	H22.9.30～H23.3.31

(5) 基金の取崩状況

① 事業名及び事業内容

事業名	事業内容
A 緊急雇用創出基金事業	国からの交付金を活用することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出するとともに、安定的な求職活動ができるような支援体制を整備する。
B 住宅手当緊急特別措置事業	離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者等に対して、住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う事業
C 生活福祉資金相談体制整備事業	県社会福祉協議会が生活福祉資金貸付事業を実施するため、貸付原資及び相談員等を県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会に配置する事業
D 生活保護受給者就労支援事業	県、中核市又は市が就労支援者を雇上等することにより、生活保護受給者に対し就労支援を行う事業

② 各事業の費用実績

(単位:千円)

事業名		事業費				
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A	緊急雇用創出基金事業	—	—	148,052	3,569,230	5,875,214
B	住宅手当緊急特別措置事業	—	—	—	—	161,019
C	生活福祉資金相談体制整備事業	—	—	—	—	319,974
D	生活保護受給者就労支援事業	—	—	—	—	30,404
合計		0	0	148,052	3,569,230	6,386,611

(注) 平成 21 年度及び平成 22 年度の事業費の金額には雇用保険料の個人負担額が含まれているため、(3) 基金の推移の表における取崩額とは一致しない。

(6) 基金の監査結果

① 出納整理期間中の資金移動 (指摘)

基金の管理状況を確認するため、平成 22 年度末の当基金残高について、基金台帳と基金の現金出納帳及び預金通帳を相互に照合した結果、出納整理期間 (4 月 1 日から 5 月 31 日) の基金と一般会計との間の資金の繰出し及び繰入れに関して、ふるさと雇用再生特別基金と同様に以下の問題があった。

平成 23 年 4 月 1 日に当基金から一般会計に、総額 8,325,680,000 円の繰出しを行っており、この内訳は平成 22 年度分が 104,097,933 円、平成 23 年度分が 8,221,582,067 円である。基金台帳には 2 段書きでその旨が記載されている。しかしながら、当基金の資金を預け入れている預金の通帳上の資金移動は 1 回、8,325,680,000 円の払出しのみである。さらに、一般会計への繰出しに係る依頼文書である「支出負担行為調書・支出命令書 (基金)」の上では、平成 22 年度分の資金移動 104,097,933 円に係る記載はなく、平成 23 年度分の支出として 8,325,680,000 円と記載されている。現金・預金の動きを記帳した現金出納帳では年度の記載がなく、単に「一般会計へ繰出し」として 8,325,680,000 円の記載があるだけである。

出納整理期間の資金移動において、対象とする繰出しの執行年度が異なるのであれば、当然に「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」の上でそれぞれの会計年度を明記するとともに、通帳からの資金移動の際も、区分して払出しを行うべきである。なお、「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」は、資金移動に係る決裁及び承認文書であり、当該文書と実際の資金移動対象年度が異なることは、内部統制上、重要な問題であると考え。出納整理期間中の資金移動は誤謬等ごびゅうのリスクが高いため、今後はこのようなことが発生しないように、十分な再発防止策を検討すべきであると考え。

② 基金台帳及び基金現況報告書等への記載方法（意見）

ふるさと雇用再生特別基金と同様、当基金に関しても、前述の出納整理期間の調整後の平成 22 年度末の基金残高と基金台帳を照合しようとしたが、以下の表に示したとおり、平成 22 年度末の基金残高に一致する残高の記載がない。これは、基金台帳では平成 22 年度の基金残高を確定せずに、出納整理期間の資金移動が、移動日ごとに記載されているためである。

前述のとおり、誤謬や不正ごびゅうの発生リスクに対応するという内部統制の見地から、基金現況報告書又は基金運用状況調書に備考欄を設けるなどにより、出納整理期間の資金移動額を明記することが望ましいと考える。

<平成 22 年度末（平成 23 年 3 月 31 日）の当基金残高・・・9,202,240,917 円>

（注）上記残高は商工労働部の管理部分の金額である。

<基金台帳の記載>

（単位：円）

当初設定・現計		追加設定			取崩し		
設定	金額	設定	設定	金額	設定	設定	金額
H23.3.31	8,450,897,498						
H23.4.1	229,315,431				H23.4.1	8,221,582,067	一般会計へ繰出 H23 事業分
H23.4.1	125,217,498				H23.4.1	104,097,933	一般会計へ繰出 H22 事業分
H23.4.20	129,603,917	H23.4.20	4,386,419	基金へ繰入 補助金返還分			

当初設定・現計		追加設定		取崩し		
H23.5.31	980,658,850	H23.5.31	851,054,933	基金へ繰入 H22 事業分残		

(注)当基金の期末残高は上表のH23.5.31の当初設定・現計の980,658,850円にH23.4.1の一般会計繰出額8,221,582,067円を加えた9,202,240,917円である。

<現金出納帳の記載>

(単位：円)

年月日	摘要	受高	払高	残高
H23.3.31				8,450,897,498
H23.4.1	一般会計へ繰出		8,325,680,000	125,217,498
H23.5.31	一般会計からの繰入	4,386,419		129,603,917
H23.5.31	一般会計からの繰入	851,054,933		980,658,850

<預金通帳（普通預金）の記載>

(単位：円)

年月日	お支払金額	お預り金額	差引残高
H23.3.31			8,325,680,000
H23.4.1	8,325,680,000		0
H23.4.20		4,386,419	4,386,419
H23.4.28	4,386,419		
H23.5.31		851,054,933	851,054,933

(注)上記普通預金以外にH23.3.31現在の定期預金残高が125,217,498円ある。

18. 美術品等取得基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	教育庁財務課長
2 設置目的	美術品及び博物館資料の取得を円滑かつ効率的に行うために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 県の一般財源による積立て
4 基金条例及び関連規則・要綱等	福島県美術品等取得基金条例 福島県美術品等取得基金運用要綱
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	昭和 54 年 12 月 24 日 300,000 千円

美術品等取得基金は、美術品及び博物館資料の取得を円滑かつ効率的に行うために設置された定額運用基金であり、資金は全額県の一般財源から積み立てられている。

昭和 54 年の 300 百万円の積立てにより基金が設置され、平成 7 年の 102 百万円を最後に新規積立てはなく、その後は基金残高の増減はない。なお、基金の運用利息は全額一般会計に繰り入れられており、当基金への繰入れはない。

平成 22 年度末の基金残高 724 百万円のうち 678 百万円は美術品等の残高であり、残金 46 百万円の預金は一括運用されている。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	46,046,237	46,046,237	46,046,237	46,046,237	46,046,237
有価証券	0	0	0	0	0
債権（貸付金）	0	0	0	0	0
その他	678,873,763	678,873,763	678,873,763	678,873,763	678,873,763
合計	724,920,000	724,920,000	724,920,000	724,920,000	724,920,000

(注) その他の内訳は、県立美術館の美術品及び県立博物館の資料であり、以下のとおりであ

る。

なお、金額はいずれも購入価額である。

美術館（絵画等）：176点 637,873,763円

博物館（資料等）：15点 41,000,000円

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		724,920,000	724,920,000	724,920,000	724,920,000	724,920,000
積立額	新規・追加積立て	0	0	0	0	0
	うち県費	0	0	0	0	0
	うち国庫支出金	0	0	0	0	0
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	0	0	0	0	0
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	積立額計	0	0	0	0	0
取崩額	事業費等	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	0	0	0	0	0
当年度末残高		724,920,000	724,920,000	724,920,000	724,920,000	724,920,000

(4) 基金の運用状況（平成22年度）

種目（銘柄）	運用金額（円）	利率	預入期間
譲渡性預金	46,046,237	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
	46,046,237	0.05%	H22.9.30～H23.3.31

(5) 基金による美術品等の取得状況

(単位：円)

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
A 前年度末取得残高	650,241,275	678,873,763	678,873,763	678,873,763	678,873,763
B 当年度取得額	28,632,488	0	0	0	0
C 一般会計買戻し額	0	0	0	0	0
D 当年度末取得残高 (A+B-C)	678,873,763	678,873,763	678,873,763	678,873,763	678,873,763

(6) 基金の監査結果（指摘）

当基金の過去の積立てと基金からの取得状況は以下のとおりである。本来、基金で購入した美術品等は、事後的に県の一般会計予算で買戻すべきものであると考える。それにより、美術品等の購入に必要な資金が基金残高として維持されることになる。

以下の表のとおり、当基金の新規積立ては平成 7 年度の 102 百万円をもって終了し、基金残高は 724 百万円で固定化した。一方、美術品等の県による買戻しは平成 9 年度までは毎年実施されていたが、その後は間隔が開き、平成 16 年度の 10 百万円の買戻しを最後に実施されていない。また、基金での新規美術品等の購入も平成 18 年度を最後に、その後 4 年間実行されていない。

バブル経済がピークを過ぎ、崩壊の兆しが見え始めた平成 4 年度、5 年度においては、一時的に全ての美術品等が県に買戻され、当基金で保有する美術品等はなくなった（下表の網掛け部分参照）。しかし、平成 17 年度以後は買戻しが行われないことから、平成 22 年度末においては、当基金残高のうち 678 百万円が美術品等で保有するものであり、現預金の残高は 46 百万円まで減少している。現状のままでは資金不足により新たな美術品等の購入には大きな支障が生ずる。

当基金は、美術品及び博物館資料の取得を円滑かつ効率的に行うために設置されたものである。すなわち、一般会計の枠外で機動的な美術品等の購入ができるように設定されたものである。したがって、基金側で現物資産を保有し、資金の流動性を失うことは基金の趣旨に合致しないものとする。

財源の問題から、今後とも一般会計による基金保有現物資産の買取りが困難であるならば、当基金を維持する意味はないので、全額取り崩すべきである。一方、今後も当基金を維持し、希少価値のある美術品等の機動的な購入ができ

るようにするのであれば、可能な限り早い時期に基金が保有する美術品等の買戻しを行い、当基金の現預金残高を増額すべきである。

しかしながら、現在の福島県では、東日本大震災及び原発事故からの復旧、復興等の緊急かつ大きな財政需要が生じていることから、文化や学術振興に係る予算についても、県全体の中で緊急性、必要性などを総合的に判断しながら、予算措置を講ずる必要があると思われる。

よって、当基金を維持するのであれば、福島県民の文化生活の向上や学術振興等の観点から、予算措置が可能となった時点で、速やかに買戻しを行うべきである。

また、当基金で保有する美術品等であっても、現物は県立美術館又は県立博物館で管理保管されている。美術館及び博物館の保有する美術品等の資産に、一般会計で購入したものと基金で保有するものとが混在するのは、資産の現物管理の観点からも望ましくないので、このような観点からも買戻しは必要であると考えられる。

(単位：円)

年度	基金積立額	美術品等購入		美術品等買戻(県)		基金残高		
		美術館	博物館	美術館	博物館	現預金	美術品等	合計
昭和 54	300,000,000	0	0	0	0	300,000,000	0	300,000,000
昭和 55	100,000,000	226,200,000	0	0	0	173,800,000	226,200,000	400,000,000
昭和 56	200,000,000	366,500,000	0	0	0	7,300,000	592,700,000	600,000,000
昭和 57	0	177,600,000	0	200,000,000	0	29,700,000	570,300,000	600,000,000
昭和 58	0	206,100,000	0	230,000,000	0	53,600,000	546,400,000	600,000,000
昭和 59	0	254,400,000	50,000,000	300,000,000	50,000,000	99,200,000	500,800,000	600,000,000
昭和 60	0	236,100,000	100,000,000	200,000,000	100,000,000	63,100,000	536,900,000	600,000,000
昭和 61	0	113,000,000	85,000,000	150,000,000	85,000,000	100,100,000	499,900,000	600,000,000
昭和 62	0	68,560,000	55,000,000	80,000,000	55,000,000	111,540,000	488,460,000	600,000,000
昭和 63	0	80,900,000	40,000,000	100,000,000	0	90,640,000	509,360,000	600,000,000
平成 1	0	45,950,000	16,580,770	103,380,000	16,580,770	148,070,000	451,930,000	600,000,000
平成 2	0	179,953,800	20,000,000	100,000,000	20,000,000	68,116,200	531,883,800	600,000,000
平成 3	0	66,140,000	19,225,568	100,700,000	19,225,568	102,676,200	497,323,800	600,000,000
平成 4	0	83,600,000	0	540,923,800	40,000,000	600,000,000	0	600,000,000
平成 5	0	99,950,000	19,991,865	99,950,000	19,991,865	600,000,000	0	600,000,000

年 度	基 金 積 立 額	美術品等購入		美術品等買戻(県)		基金残高		
		美術館	博物館	美術館	博物館	現預金	美術品等	合計
平成 6	22,920,000	415,120,000	17,510,000	79,570,000	17,510,000	287,370,000	335,550,000	622,920,000
平成 7	102,000,000	0	82,187,540	0	18,000,000	325,182,460	399,737,540	724,920,000
平成 8	0	186,299,000	0	409,699,000	64,187,540	612,770,000	112,150,000	724,920,000
平成 9	0	10,000,000	0	100,000,000	0	702,770,000	22,150,000	724,920,000
平成 10	0	136,500,000	0	0	0	566,270,000	158,650,000	724,920,000
平成 11	0	104,185,000	3,558,000	22,150,000	0	480,677,000	244,243,000	724,920,000
平成 12	0	256,322,000	0	0	0	224,355,000	500,565,000	724,920,000
平成 13	0	42,035,000	0	0	0	182,320,000	542,600,000	724,920,000
平成 14	0	21,887,250	0	0	3,558,000	163,990,750	560,929,250	724,920,000
平成 15	0	28,145,000	0	0	0	135,845,750	589,074,250	724,920,000
平成 16	0	41,230,000	21,000,000	10,000,000	0	83,615,750	641,304,250	724,920,000
平成 17	0	8,937,025	0	0	0	74,678,725	650,241,275	724,920,000
平成 18	0	8,632,488	20,000,000	0	0	46,046,237	678,873,763	724,920,000
平成 19	0	0	0	0	0	46,046,237	678,873,763	724,920,000
平成 20	0	0	0	0	0	46,046,237	678,873,763	724,920,000
平成 21	0	0	0	0	0	46,046,237	678,873,763	724,920,000
平成 22	0	0	0	0	0	46,046,237	678,873,763	724,920,000
合計	724,920,000	3,464,246,563	550,053,743	2,826,372,800	509,053,743	—	—	—

19. 高等学校等奨学資金貸与基金

(1) 基金の概要

1 基金管理権者	教育庁財務課長
2 設置目的	福島県奨学資金貸与条例の規定に基づく奨学資金を貸与する事業に要する資金の積立てのために設置する
3 基金設置時等の財源	全額 国交付金による積立て 【文部科学省】
4 基金条例及び関連規則・要綱等	高等学校等奨学金事業交付金交付要綱 (平成 17 年 4 月 3 日日本学生支援機構理事長決定、平成 18 年 4 月 3 日一部改正) 福島県高等学校等奨学資金貸与基金条例 (平成 19 年 3 月 20 日公布) 福島県奨学資金貸与条例 (昭和 27 年 6 月 19 日公布)
5 設置年月日及び設置時の基金積立額	平成 19 年 3 月 26 日 154,780 千円

高等学校等奨学資金貸与基金は、県が実施する高校生を対象とする奨学資金貸与事業に要する資金を積み立てるために設置された積立基金である。この事業は、もともと日本育英会が実施していたが、平成 16 年 3 月 31 日付で日本育英会が廃止されて独立行政法人日本学生支援機構が設立されたことに伴い、文部科学省の方針により、平成 17 年度入学者から都道府県に順次移管されることになったものである。

このような国の方針を受けて、県では平成 19 年 3 月に福島県高等学校等奨学資金貸与基金条例を制定し、基金を設置した。なお、昭和 27 年 6 月に制定された福島県奨学資金貸与条例により、従来より、県の奨学金制度自体は存在していた。

当基金は全て文部科学省からの交付金を原資としている。この財源は国全体で約 2,000 億円、福島県には約 26 億円が交付される見込みである。当該配分金額は、平成 14 年度の日本育英会の全国の貸与額に占める福島県での貸与

実績の割合が1.3%であったことを基に算定されている。この26億円が10～15年間で交付される予定である。

平成17年度から22年度までの交付金の累計額は18億円あり、同期間に貸与事業等で使用した金額が11億円であり、残額7億円が基金に積み立てられているものである。交付金は10～15年間で終了するので、それ以後の必要資金は基金からの取崩しで賄われることになる。その後の貸付実行により基金は徐々に減少していくが、基金残高が3億円程度まで減少した後に均衡状態になり、徐々に増加することを想定している。

(2) 基金の各年度末現在の残高

(単位：円)

種目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預金	154,780,000	292,756,000	428,098,000	565,600,000	715,725,000
有価証券	0	0	0	0	0
債権（貸付金）	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合計	154,780,000	292,756,000	428,098,000	565,600,000	715,725,000

(3) 基金の推移

(単位：円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
前年度末残高		0	154,780,000	292,756,000	428,098,000	565,600,000
積立額	新規・追加積立て	154,780,000	137,976,000	135,342,000	137,502,000	150,125,000
	うち県費	0	0	0	0	0
	うち国庫支出金	154,780,000	137,976,000	135,342,000	137,502,000	150,125,000
	うち市町村拠出金	0	0	0	0	0
	運用利息	0	0	0	0	0
	事業費等の不要残額	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	積立額計	154,780,000	137,976,000	135,342,000	137,502,000	150,125,000
取崩額	事業費等	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	取崩額計	0	0	0	0	0
当年度末残高		154,780,000	292,756,000	428,098,000	565,600,000	715,725,000

(4) 基金の運用状況（平成22年度）

種目（銘柄）	運用金額（円）	利率	預入期間
譲渡性預金	565,600,000	0.10%	H22.3.31～H22.9.30
譲渡性預金	77,255,000	0.10%	H22.6.21～H22.9.30
譲渡性預金	642,855,000	0.05%	H22.9.30～H23.3.31
スーパー定期	3,417,000	0.03%	H22.10.15～H23.3.31

(5) 基金の監査結果

基金の管理に関して、関連する法令、規則、規程等に基づいて適切に実施されているか、また、経済性・有効性・効率性の観点から妥当なものであるかについて検討した。

当基金は平成 17 年度以後、高等学校生奨学金事業を各都道府県に移管するという文部科学省の方針に基づいて設置された。この方針のもとに、10～15 年間の期間で新規の貸付金実施額を超過する交付金が配分され、基金に繰り入れられているものである。

当基金の繰入れ状況と高等学校生奨学金事業の実施額は、以下の表のとおり推移しており、これは人口統計数値及び過去の奨学金貸与実績などから想定していたものとほぼ見合うものである。また、平成 22 年度末の資金残高 715 百万円は全額一括運用の定期預金等で運用されており、今後の事業実施計画などから基金は設置目的に従って管理運用されており、特に指摘すべき事項はなかった。

< 高等学校奨学金推移表 >

(金額単位：千円)

年度	入学予定者数	新規貸与	返還金等	差引財源	交付金	基金残高
H17	23,593	65,262	—	65,262	119,538	54,276
H18	22,851	149,835	1,947	147,888	248,392	154,780
H19	23,127	239,139	1,060	238,079	376,055	292,756
H20	22,333	256,332	11,605	244,727	380,483	428,512
H21	21,807	280,171	51,962	228,209	366,807	567,110
H22	21,930	268,830	63,276	205,554	353,131	714,687

(注) この表の交付金及び基金残高が (3) 基金の推移の表に一致しないのは、この表の年度区分が資金移動の時期と一致していないためである。

以上